

# 令和5年度税制改正について

2023. 6. 16

税理士 植田 卓

注1) 本稿は、令和5年度税制改正について、与党が令和4年12月16日に公表した「令和5年度税制改正大綱」及び令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」のうち、重要と思われる項目について関連する資料も加えて解説するものであり、改正項目のすべてを取り上げているものではありません。

注2) 本レジュメの「Ⅰ 令和5年度税制改正の基本的考え方」は、与党の税制改正大綱の「第一 令和5年度税制改正大綱の基本的考え方」の全部について、その内容を図解、箇条書き、文章分解等によって解説し、必要に応じて参考となる資料を追加し、用語の意義を補足しております。この中で示している大綱の頁数は、与党のホームページで公開されている大綱（党大綱）における頁数を示しています。

注3) 本レジュメの「Ⅱ 令和5年度税制改正の具体的内容」は、閣議決定による「令和5年度税制改正の大綱」の内容のうち重要な項目について、項目ごとに大綱を掲げた上で、解説と資料を付しております。この中で示している大綱の頁数は、財務省のホームページで公開されている大綱における頁数（閣大綱）を示しています。

注4) 本レジュメの「Ⅲ 検討事項」は、与党の税制改正大綱の「第三 検討事項」について、過去3年間の内容を原文のまま対比し、必要に応じて下線を付し、解説を加えています。

注4) 文中の(※)、< >による括り、下線は発表者が補足したものです。

I 令和5年度税制改正の基本的な考え方等	5
0 総論	5
1 成長と分配の好循環の実現	8
(1) NISAの抜本的拡充・恒久化	8
(2) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化	9
(3) 研究開発税制	10
(4) 企業による先導的人材投資	11
(5) その他考慮すべき課題	12
2 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応	12

(1) 新たな国際課税ルールへの対応.....	12
(2) プラットフォーム課税.....	14
(3) 経済と環境の好循環の実現.....	14
(4) 車体課税.....	14
(5) 森林環境税・森林環境譲与税.....	16
<b>3 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造.....</b>	<b>17</b>
(1) 中小企業税制等.....	17
(2) 酒税の特例措置の見直し.....	17
(3) 災害による被害へのきめ細かな対応.....	18
(4) I Rに関する税制.....	18
(5) 屋外分煙施設等の整備の促進.....	18
<b>4 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し.....</b>	<b>19</b>
(1) 個人所得課税のあり方.....	19
(2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築.....	21
(3) 外形標準課税のあり方.....	23
<b>5 円滑・適正な納税のための環境整備.....</b>	<b>24</b>
(1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施について.....	24
(2) 電子帳簿等保存制度の見直し.....	25
(3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上.....	26
(4) 課税・徴収関係の整備・適正化.....	26
(5) マンションの相続税評価について.....	27
(6) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置.....	27
<b>6 &lt;参考&gt; 過去年度分の大綱より.....</b>	<b>29</b>
(1) 平成29年度税制改正大綱.....	29
(2) 平成30年度税制改正大綱.....	29
(3) 平成31年度税制改正大綱.....	32
(4) 令和2年度税制改正大綱.....	33
(5) 令和3年度税制改正大綱.....	34
(6) 令和4年度税制改正大綱.....	36
<b>II 令和5年度税制改正の具体的内容.....</b>	<b>39</b>
<b>1 個人所得課税（金融・証券税制）.....</b>	<b>39</b>
(1) NISA、つみたてNISA <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">見直し継続</span> .....	39
(2) 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例、エンジェル税制、ストックオプション税制 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">創設</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">見直し継続</span> .....	45
<b>2 個人所得課税（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">創設</span>.....</b>	<b>50</b>

3 個人所得課税（土地・住宅税制）	53
(1) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除	見直し継続 53
(2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除	見直し継続 55
4 個人所得課税（その他）	56
(1) 給与所得者の特定支出控除の特例	見直し 56
(2) 個人事業者が事業開始・廃止した場合等の届出	見直し 57
(3) 給与所得者の扶養控除等申告書、保険料控除申告書	見直し 58
(4) 給与所得及び公的年金等の源泉徴収票関係	見直し 59
(5) 一定の災害を受けた場合の雑損失・純損失の繰越控除期間の延長	見直し 60
5 資産課税	62
(1) 相続時精算課税制度、暦年課税制度の改正	見直し 62
(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	見直し継続 69
(3) その他（相続税に係る加算税の賦課決定の期限）	見直し 71
6 法人課税（成長と分配の好循環の実現）	73
(1) オープンイノベーション投資促進税制の拡大	見直し継続 73
(2) 研究開発税制（控除額）	見直し継続 74
(3) 研究開発税制（研究開発費の範囲）	見直し 82
(4) 企業による先導的人材投資	創設 83
7 法人課税（地域における活力）	85
(1) 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例	継続 85
(2) 中小企業投資促進税制、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例	見直し 継続 85
8 法人課税（円滑・適正な納税のための環境整備）	見直し 88
9 法人課税（その他の租税特別措置等）	88
(1) 特定資産の買換えの場合等の課税の特例	見直し継続 88
10 法人課税（その他）	94
(1) 暗号資産の評価方法の見直し	見直し 94
11 消費課税（適格請求書等保存方式に係る見直し）	95
(1) 免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合に納付税額を課税売上に対する消費税額等の2割とする経過措置	見直し 95
(2) 基準期間の課税売上高が1億円以下の場合等における少額インボイスの保存に係る経過措置	見直し 101
(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満の場合の特例	見直し 102
(4) 適格請求書発行事業者登録制度	見直し 105
12 納税環境整備（電子帳簿保存制度関係）	107
(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等における優良な電子帳簿の範囲	見直し 107

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度	見直し	108
(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度	見直し	109
13 納税環境整備（加算税制度）		110
(1) 納税額が300万円を超える場合の無申告加算税の引き上げ	見直し	110
(2) 無申告を繰り返す者に対する無申告加算税の加重対象	見直し	112
14 納税環境整備（その他）		113
(1) ダイレクト納付の利便性の向上	見直し	113
(2) 税理士の懲戒処分等の公告方法	見直し	113
(3) 税理士試験合格者の公告方法等	見直し	114
(4) 税理士でない者が税務相談を行った場合の命令制度	創設	115
III 検討事項		117
1 検討事項の3期比較		117
2 「小規模規模企業等に対する課税のあり方」の表現と順位の変化		122
3 中小法人への課税に対する政府税制調査会での審議内容（参考）		125
IV 税理士法<抄>		127

☆ 本レジュメは、著作権法に規定する著作物に該当します。本レジュメの全部または一部について、無断で利用されることはご遠慮ください。

☆ 本レジュメの内容は、発表者としての理解や考えをまとめたものであり、実務でご対応される場合は、ご自身で必ず法令等をご確認してください。

# I 令和5年度税制改正の基本的な考え方等

## 0 総論

党大綱1頁

### ① 問題認識と今後の基本的な方向性

イ 10年前、自由民主党・公明党は政権与党の座を取り戻した。

ロ 爾来、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めることにより、「もはやデフレではない」という状況を創り出した。しかし、四半世紀に及ぶデフレ構造は、わが国全体に閉塞感をもたらし、平均賃金やGDPの伸びは、主要先進国を大きく下回っているのも事実である。

ハ さらに、足元では、新型コロナウイルス感染症、そして、原材料価格の上昇や円安の影響による物価高等に国民は苦しんでいる。



イ 一方で、日本社会に希望は多く眠っている。2,000兆円に及ぶ個人金融資産、500兆円に及ぶ企業の内部留保、コロナ前には世界中から3,000万人を超える旅行客を呼び込んだ全国津々浦々の地域の資源など、まだ力を発揮し切っていない資金や資産、そしてこれらを振り向けうる人材が豊富に存在するからである。

ロ このままではわが国が世界経済の中で埋没していってしまうという危機感も背景に、現在、直面している難局を契機として、こうした資金や資産に光を当て、変化に立ち向かうための新たなモメンタムを創り出す覚悟を決めなければならない。



イ 令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

ロ まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行う。

ハ あわせて、経営者の大胆な挑戦を可能とし、働き手に新たな活躍の場を提供する新たな産業の創出・育成を推進するため、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化する。さらに、企業に対して経営資源を活用した学校教育への積極的な関与も促す。これ

らの取組みにより、果敢にリスクテイクを行う人材や企業の成長を先導する人材、新たな領域へと主体的に踏み出す人材への投資を強化する。

ニ こうした「マーケット」、「産業」、「人材」への成長投資を一体的に強化するとともに、税制に限らない分配政策も適切に組み合わせることにより、一人でも多くの方が豊かさを享受できる「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出していく。

ホ 経済再生に向けた取組みの礎たる、社会に対する国民の信頼を高める意味においても、より公平で中立的な税制の実現に向け、個人所得課税において、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する。また、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税を導入する。資産課税においても、数年来、税制調査会で検討を重ねてきた「資産移転の時期の選択により中立的な税制」の構築に具体的な道筋を付ける。

へ 人口減少・少子高齢化といった国内の構造変化や、国際経済や安全保障など外的環境の変化に的確に対応するためには、税制を含めたあらゆる制度を不断に見直すとともに、変化を受け止める「足腰」を強化することが肝要である。

ト このため、引き続き、更なる税負担の公平性の確保、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、経済のグローバル化・デジタル化等への対応といった観点から中長期的な税制の検討を進める。あわせて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

チ 加えて、豊かさのみならず、世界と伍する地方社会を取り戻すための「デジタル田園都市国家構想」の実現も、喫緊の課題である。過疎化や高齢化といった地方の課題を解決し、地方活性化に取り組むため、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。

リ 国民一人ひとりが新たな時代の要請に応えて新たな役割を身に付け、それがきちんと評価されていると実感できる社会を創ることは、社会の担い手の満足感と責任感の醸成につながる。これは、わが国経済が足元の難局に打ち克ち、世界的な変化の時代だからこそつかめるチャンスを逃さず、さらに飛翔するために不可欠な要素である。

ヌ 自由民主党・公明党は、わが国が一層成長できる国になるという希望を取り戻すべく、常に国民と共にあり続けたい。

ル 本大綱が、それに向けた税制面における羅針盤となることを願う。

# 1 成長と分配の好循環の実現

## (1) N I S Aの抜本的拡充・恒久化

党大綱3頁

イ 「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、N I S A制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

ロ 具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、N I S A制度を恒久的な措置とする。

ハ あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、現行のつみたてN I S Aの水準（年間40万円）の3倍となる120万円まで拡充する。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般N I S Aの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般N I S Aの水準（年間120万円）の2倍となる240万円まで拡充する。これにより、年間投資上限額の合計は360万円となり、英国I S A（約335万円）を上回る規模が実現する。

ニ 一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定することとする。その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてN I S Aの水準（800万円）から倍増以上となる1,800万円とする。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般N I S Aの水準（600万円）の2倍となる1,200万円とする。

ホ N I S A制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である。



へ なお、現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続する。

ト 今回のNISA制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって、将来にわたり家計による継続的な投資につながるるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会に恵まれない方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待される。

## (2) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

党大綱4頁

イ スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めている。そうした中、創業数と創業規模の両面でわが国のスタートアップの成長を促していくためには、「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実が極めて重要である。スタートアップ創出元年にふさわしく、スタートアップへの投資額の5年10倍増に向けて、スタートアップの加速や、既存企業とのオープンイノベーションの推進を通じ、わが国にスタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化する。

ロ 「創業」については、資金不足や金銭面の損失リスクが足かせとなっている現状を踏まえると、自らリスクを取って出資する創業者の行為を金銭面から力強く後押しするとともに、特に資金の集まりにくい創業初期のプレシード・シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援することが求められる。このため、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を創設し、スタートアップへの資金供給を強化する。

ハ 具体的には、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設する。その上限額については、米国のQSBSに係る株式譲渡益の非課税措置の規模（約13.5億円）を上回る20億円とする。この他、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行う。

ニ 「事業展開」を後押しする観点からは、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて10年から15年へと延長する等の措置を講ずる。

ホ 「出口」については、現在はIPOに偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後に成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある。M&Aを促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。

ヘ オープンイノベーション促進税制は、スタートアップへのニューマネー出資の一定額を所得から控除するという、極めて異例の措置として創設されたものであるが、今般、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化が最重要課題であることに鑑み、M&Aに適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とする。スタートアップの成長に真につながるよう、M&Aから5年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みとし、スタートアップの成長を強力に促すものとする。

### (3) 研究開発税制

党大綱5頁

イ 研究開発投資は、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉であり、高い外部効果を有することが期待される一方、企業にとっては成果が得られるとは限らない不確実性を伴う。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「成長と分配の好循環」を拡大していく上で、極めて重要な意味を持つ。

ロ 米国や中国の企業が研究開発投資を大きく伸ばす中、わが国企業の研究開発投資は近年伸び悩んでおり、国際競争力の維持向上のためにも、その増加を促していかなければならない。

ハ 研究開発税制において、投資を増加させるインセンティブを更に強化する。現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行う。控除額が上限に達した企業に対してもインセンティブが機能することを期待し、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入する。

ニ 研究開発の質を高める観点からは、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題である。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大する。博士号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設する（後掲）。

ホ 税制の対象となる試験研究の範囲についても、非連続なイノベーションへの挑戦を促すため、不断の見直しが求められる。新たなビジネスモデルの開拓につながるよう、サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しを行う。

#### (4) 企業による先導的人材投資

党大綱6頁

イ 天然資源に乏しいわが国にとって、昔も今も変わらず「人」が資産である。企業の競争力を高め、人々の暮らしを豊かなものとするためには、「人への投資」がいかに重要であるか、今一度思いを致す必要がある。これまでの様々な政策対応に加えて、今般、税制においても、企業の成長を先導する人材を創出するための取組みを後押しする。

ロ 企業が、経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、未来の社会が必要とする人材の育成に貢献することで、「人への投資」はより一層厚みを増す。大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とする。

ハ 高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、研究開発税制における優遇措置を創設する。具体的には、これらの人材の人件費を対象とする新たな類型をオープンイノベーション型に設け、一般の試験研究費よりも高い控除率と、別に計上される控除上限の適用を可能とする（前掲）。

ニ 企業がDXを進めて行く上で不可欠ではあるものの、現状では不足しているデジタル人材の育成・確保を促すため、DX投資促進税制において、人材育成・確保等に関連する事項を要件化する等の見直しを行う。

## (5) その他考慮すべき課題

党大綱7頁

イ 租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行い、存置するものについては、各措置の性質等に応じ適切な適用期限を設定する。こうした取組みの実効性を高めるため、政策効果の検証の質の向上など、EBPMの徹底に努めることが必要である。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮する。

## 2 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

### (1) 新たな国際課税ルールへの対応

党大綱7頁

イ 昨年10月にOECD/G20「BEPS（注）包摂的枠組み」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際的な合意がまとめられた。本国際合意は、市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる。わが国は、BEPSプロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたところであり、本国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。来年、わが国がG7議長国を務めることも踏まえ、引き続き、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進める。

（注）Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

ロ 「第2の柱」については、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、わが国においても導入を進める。令和5年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化を行う。その際、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。適用開始時期については、諸外国の動向を踏まえることが重要であり、対象企業の準備に要する期間を確保する観点も踏まえ、令和6年4月以後に開始する対象会計年度とする。軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（Q

DMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化を検討する。

ハ 「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、次のとおりとする。

- ① IIR・UTPRは、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する。
- ② QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753：247の比率となるよう制度を措置する。

ニ 外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について可能な範囲で見直しを行うとともに、令和6年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

ホ 「第1の柱」については、来年前半までの多数国間条約の署名が目標とされており、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

ヘ 国際的な租税回避や脱税への対応については、引き続き、国際的な議論や租税回避の態様等を踏まえ必要な見直しを迅速に行っていく。また、コロナ後において見込まれる国境を越えたビジネスや人の往来の再拡大を踏まえ、非居住者の給与課税のあり方について、今後検討を行っていく。あわせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

## (2) プラットフォーム課税

党大綱9頁

イ 国境を越えた役務の提供に係る消費課税のあり方については、諸外国での制度面の対応や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、国内外の競争条件の公平性も考慮しつつ、適正な課税を確保するための方策を検討する。

## (3) 経済と環境の好循環の実現

党大綱9頁

イ 気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化している。IPCCによれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5QCの場合において増加し、2QCにおいてはさらに増加すると予測されている。持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要である。わが国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしている。

ロ カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげる。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を愛好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現に係る利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する。

## (4) 車体課税

党大綱10頁

イ 約550万人の雇用を創出するなど日本経済の「基幹産業」である自動車産業は、グローバルでの熾烈な競争環境の下で、CASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面している。具体的には、電気自動車の普及や内燃機関自動車に対する規制強化にみられる脱炭素の要請への対応、

保有から利用への移行、ネットワーク接続された自動車を中心とした自動運転技術の登場といった動きが挙げられる。こうした動きは自動車産業に変質を迫ると同時に、より多様な産業を自動車産業に関連付けていくことが想定される。こうした関連産業を含めた「モビリティ産業」が社会課題の解決に貢献するとともに、引き続き日本経済を牽引する存在であり続けられるよう、「モビリティ産業」の発展に向けた青写真を描き上げ、その中で自動車産業のあるべき姿を再定義した上で、官民の総力を結集し、この大変革への対応に臨むべきである。

ロ 税制についても、更なる電動化をはじめとするこれらの変革に向けた自動車産業の対応を後押しするとともに、「モビリティ産業」の広がりを踏まえたものとしていくため、抜本的な見直しに向けた第一歩を踏み出す必要がある。加えて、2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、多様な選択肢の下、将来の合成燃料の内燃機関への活用も見据え、電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の普及と競争力強化に引き続き取り組むべきである。

ハ これらの観点に留意しつつ、以下の見直しを行う。

ニ 自動車重量税のエコカー減税については、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として現行制度を令和5年12月末まで維持する。その上で、令和6年1月からは、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標と整合的な形に見直し、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げた上で現行制度を維持する期間を含めて適用期限を合計3年延長する。その際、令和7年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

ホ 自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を2年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものである。令和4年度末は見直しの時期に当たるが、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、エコカー減税と同様に、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで維持する。その上で、環境性能割の税率区分を、2030年の次世代自動車に関する政府目標や2035年までの電動車の新車販売に係る政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分の基準となる燃費基準の達成度を段階的に引き上げるよう見直す。その際、税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ次回の見直しは3年後とする。

ヘ エコカー減税及び環境性能割におけるクリーンディーゼル車の取扱いについても、令和5年12月末までは現行制度を維持し、令和6年1月以降はガソリン車と同等に取り扱うこととする。

ト 自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例については、環境性能割の税率区分の次回の見直し期限等も勘案し、3年延長する。

チ 今後、エコカー減税等の期限到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

リ また、次のエコカー減税等の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税等における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

ヌ 令和4年3月以降発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為は、エコカー減税等の環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、税制上の再発抑止策を強化する。

## (5) 森林環境税・森林環境譲与税

党大綱12頁

イ 森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。全国の地方公共団体において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。



### 3 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

#### (1) 中小企業税制等

党大綱12頁

イ 地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等により、収益環境の悪化が懸念されてもいる。雇用全体の7割を創出する中小企業において賃上げの機運を醸成していくためにも、その生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要である。

ロ このため、中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長する。

ハ あわせて、償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を創設する。本特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置とする。

#### (2) 酒税の特例措置の見直し

党大綱12頁

イ 酒類市場は、大規模事業者による酒類が市場全体の大半を占めるという特殊な環境にある中で、地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていくことは、多様化する国内外の消費者ニーズに対応することで酒類業の健全な発達を図り、ひいては酒税を保全する観点からも重要である。

ロ このような点を踏まえ、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒税の軽減措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。

### (3) 災害による被害へのきめ細かな対応

党大綱13頁

イ 災害が発生した際の被災者や事業者に対しては、これまでも、平成29年度税制改正において災害への税制上の対応の規定の常設化を行う等の対応を講じてきたところである。しかし、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、一層の税制上の対応を講じることが重要である。

#### ① 個人所得課税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し

イ 被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者特に配慮する観点から、特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する措置を講ずる。

#### ② 相続時精算課税の下で受贈した土地・建物の取扱い

イ 相続時精算課税の下で受贈した財産の価額は、相続税の課税価格の計算上、贈与時点の時価で固定されるが、土地・建物について、災害により一定以上の被害を受けた場合には、例外的に、相続税の課税価格を再計算することとする。

### (4) IRに関する税制

党大綱13頁

イ IRに関する税制については、IR事業の国際競争力及び長期の安定性・継続性を確保する観点も踏まえ、令和3年度税制改正大綱に示された方向に沿って、法制化を行う。

### (5) 屋外分煙施設等の整備の促進

党大綱13頁

イ 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととする。

## 4 経済社会の構造変化も踏まえた公平で中立的な税制への見直し

### (1) 個人所得課税のあり方

#### ① 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

党大綱14頁

イ N I S Aの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する。

ロ 具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額（基準所得金額）から特別控除額（3.3億円）を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとする。基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やN I S A制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とする。

ハ 本措置は周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用する。

#### ② 諸控除の見直し

党大綱14頁

イ 個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

### ③ 私的年金等に関する公平な税制のあり方

党大綱15頁

- イ 働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。
- ロ 例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないこと、退職所得課税について、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。
- ハ こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。
- ニ 私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金（i D e C o）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講じることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

### ④ 記帳水準の向上等

党大綱15頁

- イ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。加えて、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていれば、中小・小規模事業者による迅速な給付金の受給や融資につながるなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになっている。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待され

ているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

ロ 近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳をさらに普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

## (2) 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

党大綱16頁

イ 高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

ロ 一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

ハ わが国の贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、相続税がかからない者や、相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくい。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。

ニ このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

## ① 相続時精算課税制度の使い勝手向上

党大綱16頁

イ 相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

## ② 暦年課税における相続前贈与の加算

党大綱17頁

イ 現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっている。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間(4年間)に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。

## ③ 贈与税の非課税措置

党大綱17頁

イ 経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、不断の見直しを行っていく必要がある。

ロ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を3年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

ハ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止

も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。

### (3) 外形標準課税のあり方

党大綱18頁

イ 法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

ロ 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。また、持株会社化・分社化の際に、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。こうした事例の中には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、子会社の資本金を1億円以下に設定しつつ、親会社の信用力を背景に大規模な事業活動を行っている企業グループの事例もある。

ハ こうした減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。

ニ その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

## 5 円滑・適正な納税のための環境整備

### (1) 適格請求書等保存方式の円滑な実施について

党大綱18頁

イ 消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、インボイス発行事業者の登録申請件数が令和4年11月末現在で約200万者となっていることも踏まえ、引き続き、円滑な制度移行に向けて政府・与党が一体となって事業者に対する支援を一層きめ細やかに行っていく必要がある。

ロ このため、事業者に対するプッシュ型の周知・広報や説明会を更に充実させることに加え、事業者団体等とも連携しながら、専門家派遣等も通じ、デジタル化を含む経営相談等のための体制を強化するといった取組みを着実に進めていく。また、IT導入補助金を充実し、デジタルインボイスの普及など中小事業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対する支援を通じた生産性向上を後押ししていく。

ハ さらに、インボイス発行事業者となる免税事業者に対しては、持続化補助金によりこれまで以上に手厚い支援を行うとともに、制度移行に伴って小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請Gメン、相談窓口での対応等の取組みを引き続き実施し、適切に対処していく。

ニ 以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。

#### ① インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。

#### ② 事業者の事務負担軽減

インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引き



として処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

ホ これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和5年3月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和5年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。

## (2) 電子帳簿等保存制度の見直し

党大綱19頁

イ 国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しを行う。

ロ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

ハ スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講ずる。

ニ 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度については、令和3年度税制改正において、会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、事後検証可能性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿として過少申告加算税の軽減措置を設けることにより普及を促進することとしつつ、その他の電子帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを可能としたところである。今般、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図る。

ホ 地方税においても、国税と同様、地方たばこ税及び軽油引取税に係る書類等の電子的保存の要件等について、所要の措置を講ずる。

### (3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

党大綱20頁

- イ 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ適正な申告・納付を促すため、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等の見直しを講ずる。
- ロ さらに、第三者から提出された報告（法定調書等）の電磁的記録を納税者等の申告・納付情報に活用する措置等について引き続き検討していく。
- ハ 地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。また、令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。
- ニ デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。

### (4) 課税・徴収関係の整備・適正化

党大綱21頁

- イ 仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について所要の措置を講ずる。
- ロ さらに、税務調査に対する非協力や申告後の仮装・隠蔽、納税者の不正への第三者による加担行為への対応について中期的に検討していく。
- ハ また、適正・公平な課税・徴収を確保するため、滞納処分に関する調査に係る質問検査権の整備等の所要の措置を講ずるほか、外国人旅行者向け免税制度における免税購入物品が国内で横流しされる事例に対応するため、即時徴収の対象者を見直す。あわせて、外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。

## (5) マンションの相続税評価について

党大綱21頁

イ マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する。

## (6) 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

党大綱21頁

イ わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

### ① 法人税

イ 法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

### ② 所得税

イ 所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

ロ 廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取り組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取り組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

### ③ たばこ税

イ 3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

ロ 以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

## 6 <参考>過去年度分の大綱より

### (1) 平成29年度税制改正大綱

#### (2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

<党大綱5頁>

### (2) 平成30年度税制改正大綱

#### 1 個人所得課税の見直し

##### (1) 平成30年度税制改正における対応

個人所得課税については、平成29年度税制改正大綱において、見直しに向けた基本的方向性をとりまとめた。この基本的方向性に沿って、平成30年度税制改正においては、以下のとおり個人所得課税の見直しを進める。

##### ① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

経済社会の著しい構造変化の中で、働き方が様々な面で多様化している。かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典型的であったが、特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負

う、子育てをしながら会社員時代に培った技能を活かして在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし業務単位の仕事の請負や起業支援等の形で活躍するなど、多様な働き方が増えつつある。人生100年を生きる時代には、さらにこうした傾向が強まることが想定される。

他方、わが国の個人所得課税は、こうした多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難い。様々な収入の中でも、給与収入と公的年金等収入のみに給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除が認められ、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要である。こうした基本的考え方の下、負担の変動が急激なものとならないようにするため、まずは、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする。

## ② 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、平成26年度税制改正大綱において「現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」との基本的方向性が示され、同年度改正において、給与所得控除の上限を245万円（給与収入1,500万円超）から220万円（給与収入1,000万円超）に25万円引き下げた。

平成30年度税制改正においても、この方針に沿って、引き続き給与所得控除の上限の引下げを行う。具体的には、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。）に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

## ③ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっている。また、諸外国は、基本的に、拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっているが、わが国は、拠出段階では全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みとなっている。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限（見直し後の上限額：195.5万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。））を設けることとする。また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げることとする。

## ④ 基礎控除の見直し

わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかとの指摘がある。

主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロとする「ゼロ税率方式」や、課税所得に累進税率を適用した後に一定の控除額を差し引く「税額控除方式」、所得控除方式を維持しつつ高所得者について控除額を逡減・消失させる「逡減・消失型の所得控除方式」が採用されており、いずれもわが国の所得控除方式と比べて所得再分配機能が高い。

「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」は、所得再分配機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方式から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねないことから、「逡減・消失型の所得控除方式」を採用する。基礎控除は、人的控除の中で最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

#### ⑤ 所得情報を活用している社会保障制度等における対応

今回の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合は生じうる。

この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない。

#### (2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行ったところである。今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逡減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、

保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

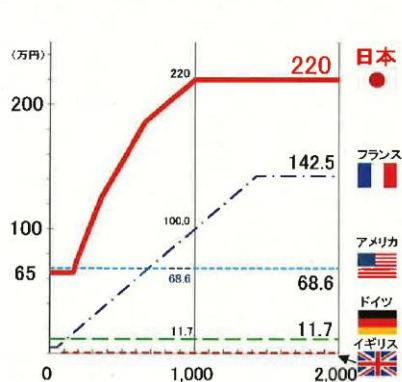
個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

<党大綱3頁>

### 給与所得控除の適正化（案）

- 給与所得控除は、実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、引き下げてきたところ。  
(給与1,500万円 → 1,200万円 → 1,000万円)  
(参考) 平成26年度与党税制改正大綱(抄)  
給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の業務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



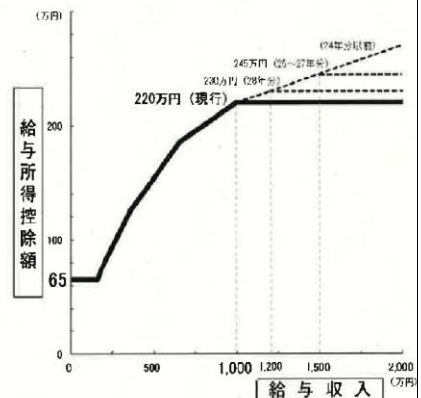
サラリーマンの経費

「家計支出」のうち、サラリーマンの勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	サラリーマンの勤務関連経費(注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位階級の最上位平均(903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注) 衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こつがい、つきあい費(家計調査調べ)

これまでの見直し



<平成30年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

### (3) 平成31年度税制改正大綱

1 消費税率の引上げに伴う対応等

(2) 軽減税率制度の実施

また、軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源の確保については、歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、<以下略>



<注> 平成30年度税制改正大綱の個人所得課税の見直し

- ・給与所得控除額の上限を1,000万円から850万円への引き下げ
- ・公的年金等控除額の上限を1,000万円に設定
- ・他の合計所得金額が1,000万円を越える場合は公的年金等控除額を遡減
- ・基礎控除に適用限度を設け、合計所得金額2,500万円までとする

#### 7 円滑・適正な納税のための環境整備

仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要である。

このため、取引の仲介業者等が保有するデータやスマートフォンを活用して電子申告を行う仕組みを構築するなど、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の整備に向けて、官民が協働して取組みを進める。

## (4) 令和2年度税制改正大綱

### (2) 人生100年時代に対応するための環境整備

#### ① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。諸外国を見ると、例えばイギリスやカナダにおいては、加入する私的年金の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出が行えるように、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額が設けられている。こういった諸外国の例も参考に、わが国においても、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指す必要がある。

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

また、現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考

える必要がある。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

令和2年度税制改正においては、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための確定拠出年金等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の私的年金の見直しに伴い、現行の税制上の措置を適用することとする。

<党大綱12頁>

## (5) 令和3年度税制改正大綱

### ① 個人所得課税における諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

### ② 記帳水準の向上等

今般の感染症の感染拡大においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。

小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。近年、普及しつつあるクラウド会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、正規の簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

<党大綱15頁>

### ② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活

用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

<党大綱18頁>

### 主要国における相続税の概要

(2020年1月現在)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% <sup>(注4)</sup>	7% <sup>(注6)</sup>	5% <sup>(注6)</sup>
最高税率	55%	40%		30% <sup>(注6)</sup> (最高税率 50%)	45% <sup>(注6)</sup> (最高税率 60%)
税率の刻み数	8	12	1 <sup>(注4)</sup>	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除: 1,158万ドル <sup>(注2, 3)</sup> (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者: 免税	基礎控除: 32.5万ポンド <sup>(注4, 5)</sup> (4,583万円) 配偶者: 免税	配偶者 <sup>(注7, 8, 10)</sup> : 剰余調整分 +75.6万ユーロ (9,148万円) 子 <sup>(注8, 9, 10)</sup> : 40万ユーロ (4,840万円)	配偶者(免税) <sup>(注8, 10)</sup> : 直系血族: 10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に <sup>(注1)</sup> 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 <sup>(注4)</sup>	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

- (注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。
- (注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。
- (注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかると年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。
- (注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。
- (注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が「減算」される)。
- (注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- (注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。
- (注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。
- (注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)~52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。
- (注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。
- (備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- (備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

<令和3年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

	日本		アメリカ	イギリス <sup>(注6)</sup>	ドイツ	フランス
	暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者	受贈者	受贈者 <sup>(注3)</sup>	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	18%	—	7% <sup>(注8)</sup>	5% <sup>(注9)</sup>
	最高税率	55% <sup>(注1)</sup>	40%	—	30% <sup>(注8)</sup>	45% <sup>(注9)</sup>
	税率の割合	8 <sup>(注1)</sup>	1	12	—	7
累 積 制 度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分
基礎控除等	基礎控除(年間) <sup>(注2)</sup> :110万円	特別控除(累積) <sup>(注2)</sup> :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) <sup>(注4,5)</sup> 1,158万ドル(12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) <sup>(注7)</sup> 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) <sup>(注9)</sup> ・配偶者:50万ユーロ (6,050万円) ・子:40万ユーロ (4,840万円) 等	(15年累積:相続税と共通) <sup>(注9)</sup> ・配偶者:80,724ユーロ (977万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,290万円) 等

(注1)直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。  
(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。  
(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。  
(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価値を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価値から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(164万円))を控除した額について、贈与財産価値・遺産価値に合算する。  
(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。  
(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。  
(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価値から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円))を控除した残額を、相続財産価値に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が減減する)。  
(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。  
(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価値を贈与財産・相続財産価値に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。  
(備考)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

<令和3年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

(6) 令和4年度税制改正大綱

(1) 個人所得課税のあり方

① 諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。

多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。

今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。

その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

<党大綱9頁>

### 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金 算入	一部控除 〔生命保険料 控除〕	課税停止 (注)	なし (中途引出し可)	
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を 基に給付額が決まる制度 (掛金は個人ごとに管理され、 本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も 一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出 限度額あり		全額控除 〔小規模企業 共済等掛金 控除〕		【年金払い】 雑所得 (公的年金等 控除)	支給開始年齢 まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗 せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半 (一定の範囲で事業主の負 担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料 控除〕		【一時金払い】 退職所得又は 一時所得	支給開始年齢 まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が 退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料 控除〕		一部 課税	なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場 株式等の譲渡益及び配当 等について非課税	【一般NISA】 投資限度額:年120万円(非 課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額:年40万円(非課 税期間20年間)	〔事業主拠出 なし〕	税引き後 所得から 拠出	非課税	—	なし
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給付天引きの貯 蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯 蓄の合算で元本550万円が 上限		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支 払以外の払出は 選及課税

(注)積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から令和5年3月までは課税停止とされている。  
(備考)上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

<令和4年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

### ③ 記帳水準の向上等

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。

加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。

小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

<党大綱10頁>

令和3年6月15日  
第5回専門家会合  
全国青色申告会総連合提出資料

### (3) 記帳指導の拡充に向けた課題

#### ① 記帳実態の把握

白色申告者の記帳は、複式簿記か簡易帳簿、パソコン会計か手書き記帳等の実態の把握ができていない。決算書(収支内訳書)または申告書に記帳方法を記載する欄を設けて、実態を明確化してはどうか。確定申告会場をおとずれる個人事業者には、帳簿の持参を求めてはどうか。

#### ② 情報リテラシー向上に取り組み、デジタル格差の解消

高齢の個人事業者を対象にパソコン研修、会計ソフト研修の実施。  
記帳の高度化、e-Taxや電子証明書等の利用へ誘導。

#### ③ 記帳指導機関に所属していない個人事業者に対するアプローチ

実店舗や事務所などを持たない個人事業者(フリーランス・ギグワーカー等)が増えている。青色申告会などの記帳指導機関は、こうした事業者と接点をもつ機会が少ない。「規模が小さいフリーランス・ギグワーカー等の記帳指導は青色申告会へ!!!」等のPRに努めたい。

#### ④ 主たる所得が雑所得となるフリーランス・ギグワーカー等への対応

社会保障制度と整合性をとりつつ、事業所得・雑所得の再定義が必要ではないか。

#### ⑤ 行政(国税庁・経済産業省・中小企業庁)の連携・協調

併設会の運営に携わる商工会などの経営指導員から、経営指導に重点が置かれ、記帳指導の業務比重が低下している(記帳指導は評価されない)との声がきこえてくる。

## II 令和5年度税制改正の具体的内容

※1 国税と地方税が合わせて改正されるもののうち、地方税の記載を省略している場合があります。地方税については大綱の該当箇所をご確認ください。

※2 項目の右の表示は次のとおりです。

創 設	制度の創設
見直し	従来の制度の見直し
廃 止	従来の制度の廃止
継 続	従来の政策税制についてそのままの継続
見直し継続	従来の政策税制について見直しを行った上で継続

### 1 個人所得課税（金融・証券税制）

#### (1) NISA、つみたてNISA 見直し継続

【令和6年から適用】

閣大綱23頁

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。

① 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を令和5年12月31日までとする。

② 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。

イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日以後に支払を受けるべき特定累積投資勘定（仮称）に係る株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。

ロ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）を設けた日以後にその特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

- ハ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日以後に支払を受けるべき特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。
- ニ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）を設けた日以後にその特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ホ 特定非課税累積投資契約（仮称）とは、上記イからニまでの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。
- (イ) 公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託の受益権の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和6年以後の各年に設けられるものをいう。）において行うこと。
- (ロ) 当該特定累積投資勘定（仮称）は、原則として各年の1月1日において設けられること。
- (ハ) 当該特定累積投資勘定（仮称）には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権のうち、次に掲げる公募等株式投資信託の受益権のみを受け入れること。
- a その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えないもの（公募等株式投資信託の受益権を当該特定累積投資勘定（仮称）に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定（仮称）に受け入れている買付けの委託等により取得した特定上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（仮称）（特定累積投資勘定（仮称）及び特定非課税管理勘定（仮称）に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。以下同じ。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該公募等株式投資信託の受益権を除く。）
- b その特定累積投資勘定（仮称）に係る公募等株式投資信託の受益権の分割等により取得する公募等株式投資信託の受益権
- (ニ) 上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定（仮称）（当該契約に基づき非課税口座で管理される上場株式等の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定（仮称）と同時に設けられるものをいう。）において行うこと。
- (ホ) 当該特定非課税管理勘定（仮称）には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。
- a その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定（仮称）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（特定



上場株式等を当該特定非課税管理勘定（仮称）に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該特定上場株式等を除く。）

(a) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（仮称）（特定非課税管理勘定（仮称）に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

(b) 当該期間内の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定（仮称）に受け入れている買付けの委託等により取得した公募等株式投資信託の受益権の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（仮称）の合計額が1,800万円を超える場合

(注) 上記の「特定上場株式等」とは、その上場株式等を上場している取引所から整理銘柄として指定されているものその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定めるもの及びその投資信託約款等において一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているものに該当しない上場株式等をいい、公募等株式投資信託にあっては、その投資信託約款において、信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること及び収益の分配は1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間ごとに行うこととされていることが定められているものに限る。

b その特定非課税管理勘定（仮称）に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等

(v) 当該金融商品取引業者等は、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置の基準経過日における住所等の確認と同様に確認を行うこと。

(b) その他一定の事項

へ 金融商品取引業者等から税務署長への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等その他の事項の一定のクラウドを利用した提供及び税務署長から金融商品取引業者等への非課税口座内上場株式等の購入の代価の額等の合計額その他の事項の提供について定めるほか、所要の措置を講ずる。

(2) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとする。この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含む。）をしなければならないこととする。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

ロ 具体的には、若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。

ハ あわせて、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう、年間投資上限額を拡充する。一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）については、現行のつみたてNISAの水準（年間40万円）の3倍となる120万円まで拡充する。加えて、企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しする観点から、上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。「成長投資枠」の年間投資上限額については、現行の一般NISAの水準（年間120万円）の2倍となる240万円まで拡充する。これにより、年間投資上限額の合計は360万円となり、英国ISA（約335万円）を上回る規模が実現する。

ニ 一方、投資余力が大きい高所得者層に対する際限ない優遇とならないよう、年間投資上限額とは別に、一生涯にわたる非課税限度額を設定することとする。その総額については、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、現行のつみたてNISAの水準（800万円）から倍増以上となる1,800万円とする。また、「成長投資枠」については、その内数として現行の一般NISAの水準（600万円）の2倍となる1,200万円とする。

ホ NISA制度は安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえ、「成長投資枠」について、高レバレッジ投資信託などの商品は投資対象から除外するとともに、金融機関が顧客に対して「成長投資枠」を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、監督官庁において、監督指針を改正し金融機関に対する監督及びモニタリングを強化する。今後、制度の利用状況等を踏まえつつ、家計の安定的な資産形成に資するものとなっているかどうかなど、その政策効果について定期的な検証をすることが必要不可欠である。

ヘ なお、現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取

扱いを継続する。

ト 今回のNISA制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって、将来にわたり家計による継続的な投資につながるるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会に恵まれない方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待される。

## ② 改正の概要

イ NISA制度が恒久的な措置とされ、非課税保有期間が無期限とされ、口座開設可能期間についても期限がなくなる。

ロ 従来の一般NISAは、「成長投資枠」として再編成され、年間に積み立てる上限額が240万円（従来120万円）までとされ2倍になる。

ハ 従来のつみたてNISAは「つみたて投資枠」として再編成され、年間に積み立てる上限額が120万円（従来40万円）までとされ3倍になる。

ニ 「成長投資枠」と「つみたて投資枠」とは、併用が可能とされる。

ホ したがって年間投資額は合計360万円まで可能になるので、今まで「つみたてNISA」を選択していた方は9倍に、「一般NISA」を選択していた方は3倍に増えることになる。

ヘ もともとNISAはイギリスのISA (Individual Savings Accounts) 制度を参考に、その日本版 (NIPPON Individual Savings Accounts) として作られたもので、今回の拡大により、イギリスの限度額である2万ポンド（約320万円）を上回ることとなった。

ト 生涯の積立上限額は、老後等に備えた十分な資産形成を可能とする観点から、「成長投資枠」と「つみたて投資枠」との総額で1,800万円とされるが、そのうち「成長投資枠」の積立上限額は1,200万円とされる。

チ 積立上限額は、NISAのそれぞれの枠に受け入れられている購入代価の合計額で計算されるので、既に譲渡した上場株式等の取得価額は含まれず、時価の変動による増減は加味されない。

リ 生涯の積立上限額に比して、年間の投資上限額が大きく設定されている趣旨は、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できることが念

頭に置かれている。

又 新しいNISA制度は令和6年1月1日以後に積み立てるものから適用される。

ル 従来の一般NISA及びつみたてNISAは令和5年末で買付を終了することになり、この非課税口座内にある投資額は、新しい制度の非課税限度額の外枠で、それぞれの期限まで現行の取扱いのまま継続することになる。

NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ		
	(2024年1月から適用)	
	つみたて投資枠	併用可
		成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	
		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕	上場株式・投資信託等 (注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保  
(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理  
(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施  
(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

<金融庁令和5年度税制改正資料より>

【参考】現行NISA制度の概要

	つみたてNISA (2018年創設)	← 選択制 →	一般NISA (2014年創設)	ジュニアNISA (2016年創設)
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座開設期間	2042年まで		2028年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した株式投信		上場株式、ETF、 REIT、株式投信	上場株式、ETF、 REIT、株式投信
対象年齢	20歳※2以上		20歳※2以上	20歳※2未満
口座数 (2022.6末)	639万口座		1,065万口座	87万口座
残高 (2021.12末)	1.7兆円		10.1兆円	0.5兆円

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり  
 ※2 2023年以降は18歳

<金融庁令和5年度税制改正資料より>

(2) 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例、エンジェル税制、ストックオプション税制 **創設** **見直し継続**

閣大綱3頁

(3) 特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例の創設

- ① 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、その設立の日の属する年において次に掲げる要件を満たす株式会社により設立の際に発行される株式（①において「特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者等（当該株式会社の発起人に該当すること及び当該株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人等に該当しないことその他の要件を満たすものに限る。）は、その取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその特定株式の取得に要した金額の合計額（当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする。）を控除する特例を創設し、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例と選択して適用できることとする。この場合において、その取得をした特定株式の取得価額は、当該控除をした金額のうち20億円を超える部分の金額をその取得に要した金額から控除した金額とする。

- イ その設立の日以後の期間が1年未満の中小企業者であること。
- ロ 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすこと。
- ハ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の100分の99を超える会社でないこと。
- ニ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。
- ホ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。
- ヘ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、上記①の特定株式を加える。

③ その他所要の措置を講ずる。

(4) エンジェル税制について、次の措置を講ずる。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

イ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、居住者等が、特定株式（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を払込みにより取得をした場合には、その取得をした特定株式の取得価額から控除する特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の適用を受けた金額から、その特定株式の取得に要した金額の合計額とその取得をした年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額（20億円を超える場合には、20億円）とのいずれか低い金額を控除するものとする。

(イ) 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社により発行される株式又は内国法人のうち設立の日以後10年を経過していない中小企業者に該当するものその他一定の要件を満たすものにより発行される株式で投資事業有限責任組合契約に従って取得若しくは電子募集取扱業務により取得をされるものに該当すること。

(ロ) 当該株式を発行した株式会社（その設立の日以後の期間が5年未満のものに限る。）が、設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満であり、かつ、当該各事業年度の売上高が零であること又は前事業年度の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令第3条第1項に規定する費用の合計額の出資金額に対する割合が100分の30を超えることその他の要件を満たすものであること。

ロ 適用対象となる特定新規中小企業者（上記イ(ロ)の要件を満たす株式会社に限る。）の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこととの要件については、特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこととする。

ハ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

(イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

(ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

② 特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となる特定新規中小企業者（上記①イ(ロ)の要件を満たす株式会社に限る。）の特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこととの要件については、特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の20分の19を超える会社でないこととする。

ロ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、都道府県知事へ提出する申請書への添付を要しないこととする。

(イ) 設立の日における貸借対照表

(ロ) 税理士が署名した法人税の確定申告書に添付された別表一の写し及び事業等の概況に関する書類の写し

(ハ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

(ニ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

③ その他所要の措置を講ずる。

(5) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととするほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ スタートアップは、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現する可能性を秘めている。そうした中、創業数と創業規模の両面でわが国のスタートアップの成長を促していくためには、「創業」、「事業展開」、「出口」の各段階を通じたインセンティブの充実が極めて重要である。スタートアップ創出元年にふさわしく、スタートアップへの投資額の5年10倍増に向けて、スタートアップの加速や、既存企業とのオープンイノベーションの推進を通じ、わが国にスタートアップを

生み育てるエコシステムを抜本的に強化する。

ロ 「創業」については、資金不足や金銭面の損失リスクが足かせとなっている現状を踏まえると、自らリスクを取って出資する創業者の行為を金銭面から力強く後押しするとともに、特に資金の集まりにくい創業初期のプレシード・シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援することが求められる。このため、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を創設し、スタートアップへの資金供給を強化する。

ハ 具体的には、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき株式譲渡益に課税しない制度を創設する。その上限額については、米国のQSBSに係る株式譲渡益の非課税措置の規模（約13.5億円）を上回る20億円とする。この他、プレシード・シード期のスタートアップへの投資を一層呼び込むため、エンジェル税制の要件緩和も行う。

ニ 「事業展開」を後押しする観点からは、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を、一定のスタートアップについて10年から15年へと延長する等の措置を講ずる。

ホ 「出口」については、現在はIPOに偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後に成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある。M&Aを促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。

## ② 改正の概要

イ スタートアップ企業（新興企業）の創業者が、保有株式の譲渡益を元手にしてスタートアップ企業を創業した場合に、20億円を限度に株式譲渡益に課税しない制度が創設される。

ロ エンジェル投資家がスタートアップ企業のプレシード・シード期（創業初期）に、他の株式を譲渡してその譲渡益で再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を限度に株式譲渡益に課税しない制度が創設される。

ハ スタートアップ企業とは、短期間に先端の技術開発や研究などを行う斬新的なビジネスモデルを展開する企業をいい、創業初期に多額の開発資金を必要とすることから、法人課税では、従来から研究開発税制やオープンイノベーション促進税制が設けられていた。

ニ 今回、スタートアップ企業の創業者や、ベンチャー企業への投資家（エンジェル）に対しても、



従来保有していた株式を譲渡してその譲渡益をスタートアップ企業へ投資した際には、その譲渡益に課税しない制度が設けられた。

ホ この非課税とされる限度の20億円は、米国のQSBS (Qualified small business stock) に係る株式譲渡益の非課税措置の規模 (約13.5億円) を上回っている。

へ なお、この制度は、株式譲渡益に課税しない制度として設計されているので、売却した株式の取得価額を引き継ぐ課税の繰延べではない。

ト スtockオプション税制の権利行使期間の上限が、一定のスタートアップ企業については10年から15年への延長等が行われる。

<参考：従来のエンジェル税制の概略>

i ベンチャー企業の株式を取得した時点の優遇措置

次のいずれかの選択

a (ベンチャー企業への投資額 - 2,000円) をその年の総所得金額から控除

総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い金額を限度

b ベンチャー企業への投資額を、その年の他の株式譲渡益から控除

ii ベンチャー企業の株式を譲渡した時点の優遇措置

譲渡損失の3年間の繰越控除が認められる。

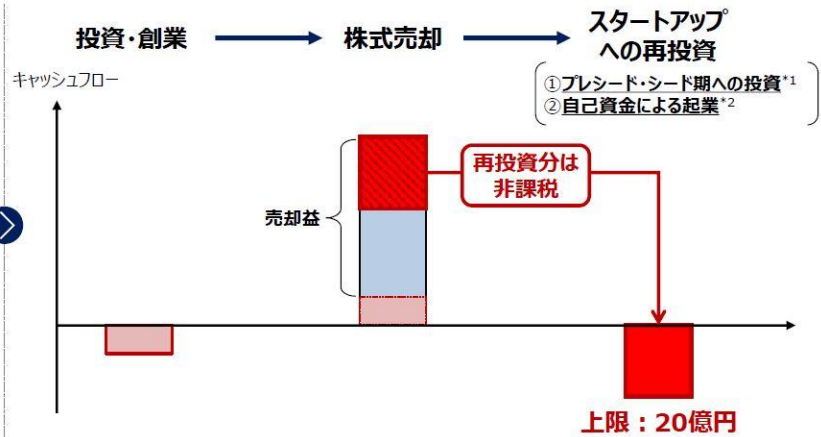
(1-1) 大きなリスクを取ったエンジェル投資・起業を促進するためのエンジェル税制の見直し 拡充  
(所得税、個人住民税)

- **事業化前段階（プレシード・シード期）**は、事業成功の見通しが不透明でリスクが高い投資領域であるが、機関投資家が投資しにくいステージであるため、**個人によるエンジェル投資が重要**。
- また、失敗時のリスクに対する懸念などから、**我が国の開業率・起業マインドは低く、起業を促進する必要がある**。
- このため、**エンジェル税制**について、**20億円を上限に、①プレシード・シード期のスタートアップへの投資を課税の繰延から非課税**にするとともに、**②起業家による会社設立のための出資も非課税措置**とする拡充を行う。

拡充の主な内容

- 1 繰延措置を非課税措置に**  
 現行制度は実質的には繰延措置であるところ、**非課税の措置**とする。
- 2 起業時にも対象に**  
 現行制度では実質的に自己資金による起業が対象にならないところ、**自己資金による起業も税制の対象**とする。

税制措置の概要



\*1: 現行のエンジェル税制の対象である未上場のスタートアップ企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない、売上が生じている場合でも前事業年度の試験研究費等/出資金の比率が30%超、③営業損益が赤字等の要件を満たす、などの要件を課す。また、外部資本要件は現行の1/6から1/20に緩和。  
 \*2: 販管費/出資金の比率が30%超などの要件を課す

<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

## 2 個人所得課税（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化）

### 創 設

【令和7年分から適用】

閣大綱10頁

(1) その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。

(注1) 上記の「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額（その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額）をいい、「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額（分配時調整外国税相当額控除及び外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税及び上記(1)により課す所得税の額を除く。）をいう。

(注2) 上記(注1)の「申告不要制度」とは、次に掲げる特例をいう。

- ① 確定申告を要しない配当所得等の特例

② 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

(注3) 上記(注1)の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととする(NIISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額も含まない)。

(2) 上記(1)の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ NIISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入する。

ロ 具体的には、株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額(基準所得金額)から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に、22.5%の税率を乗じた金額が納めるべき所得税の金額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとする。基準所得金額の計算上、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNIISA制度の非課税所得は対象から除外することとし、また、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とする。

ハ 本措置は周知等に要する期間も勘案し、令和7年分以降の所得税から適用する。

## ② 改正の概要

イ 株式の譲渡所得、土地建物の譲渡所得、給与・事業所得、その他の各種所得を合算した所得金額(「基準所得金額」という。)から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、納めるべき所得税額を超過した場合に、その超過した差額を追加的に申告納税することとされる。

ロ これを計算式で表現すると、次のようになる。

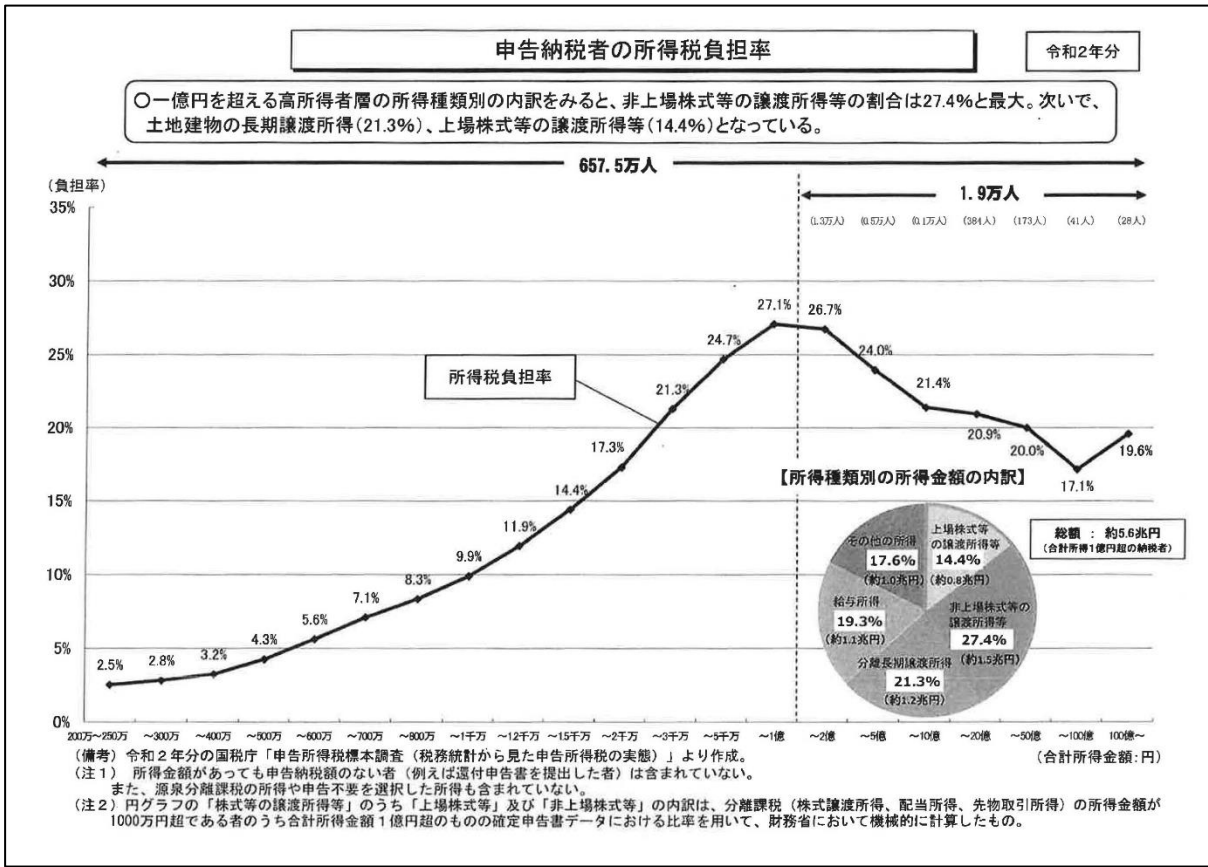
(基準所得金額 - 特別控除額3.3億円) × 22.5% > 納めるべき所得税額  
の場合に、その超過した差額を追加納税する。

ハ なお、基準所得金額の対象から、スタートアップに再投資する場合の優遇税制の適用を受けた株式譲渡益やNISA制度の非課税所得は除外し、政策的な観点から設けられている特別控除を控除した後の所得金額とされる。

ニ この改正は、所得が1億円を超える層の税負担率が、株式等の分離譲渡課税などにより、むしろ下がっていくといういわゆる「1億円の壁」現象に対応するために設けられた。

ホ 1億円を超える層の所得は、次のように区分され、経常的に所得が1億円を超える層は、半分までと推定される。

傾向	内容	比率 (%)	
経常的	給与所得	19.3	36.9
	その他の所得	17.6	
?	上場株式の譲渡	14.4	14.4
非経常的	非上場株式等の譲渡	27.4	48.7
	分離長期譲渡所得	21.3	



<自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より>

### 3 個人所得課税（土地・住宅税制）

#### (1) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除

見直し継続

【令和6年1月1日以後の譲渡から適用】

閣大綱11頁

(3) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を4年延長する。

- ① 本特例の適用対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の一定の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の一定の譲渡をした場合において、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができることとする。

イ 耐震基準に適合することとなった場合

ロ その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合

- ② 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とする。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。

#### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行い、存置するものについては、各措置の性質等に応じ適切な適用期限を設定する。こうした取組みの実効性を高めるため、政策効果の検証の質の向上など、EBPMの徹底に努めることが必要である。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮する。

## ② 改正の概要

- イ 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除について、次の見直しが行われた上で、適用期限が4年延長される。
- ロ 被相続人居住用家屋を譲渡した時から、その翌年2月15日までの間に、次に該当する場合には、この特例を適用することができる。
  - (イ) 耐震基準に適合することとなった場合
  - (ロ) その全部が取壊され若しくは除却され、又はその全部が滅失した場合
- ハ つまり、譲渡後に工事を行うということは、買い主が工事を行うことが前提になる。
- ニ 従来、相続人がこの制度を受けるためには、譲渡するまでに自らが上記の(イ)又は(ロ)の処理をしなければならなかったが、今回の改正により、例えば宅建業者や建築業者が買い取った上でこれらの作業を行って転売することも可能になる。
- ホ この結果、相続人は買手との間で解体費用や耐震改修費用相当額を譲渡価額に反映させる交渉を行うだけでよくなり、従来よりも取り組みやすくなると思われる。
- ヘ この空き家やその敷地等を取得した相続人の数が3人以上である場合は、特別控除額は2,000万円とされる。
- ト これらの改正は、令和6年1月1日以後に譲渡した場合から適用される。

## 空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

空き家の発生を抑制するため、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除について、適用期間を4年間延長するとともに、買主が譲渡後に耐震改修工事又は除却工事を実施する場合も適用対象となるよう拡充する。

### 施策の背景

- 利用が予定されていない「**その他空き家**」(349万戸)は、令和12年には**約470万戸まで増加**の見込み。
- 空き家は、**相続を機に発生するものが過半以上**。
- 空き家を**早期に譲渡(有効活用)**するよう**相続人を後押し**する必要。

住生活基本計画(R3閣議決定)  
【成果指標】  
居住目的のない空き家数を**400万戸程度**に抑える(令和12年)

- ▶ 本税制は、空き家の早期有効活用に大きく寄与。  
【実績】11,976件(令和3年度、確認書交付件数) ⇒ 相続が原因の「**その他空き家**」の増加を3割削減 ※近年、約6万戸/年のペースで増加(うち相続原因が約3万戸/年)
- ▶ 他方、現行制度は、「**譲渡前**」に**売主**が**除却**又は**耐震改修の工事**を実施する必要があり、これが**空き家流通上、支障**となることも。

### 要望の結果

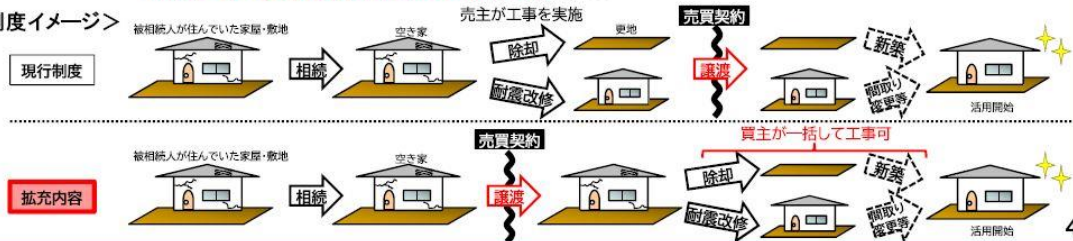
#### 特例措置の内容

【所得税・個人住民税】相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、**被相続人の居住の用に供していた家屋**(※1)を**相続した相続人が**、当該家屋(耐震性のない場合は耐震改修をしたものに限る、その敷地を含む。)又は**除却後の土地を譲渡した場合**には、当該家屋又は土地の**譲渡所得**から**3,000万円**を特別控除。(令和5年12月31日までの譲渡が対象)  
※1 昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前(※2)において被相続人の居住の用に供されていたもの  
※2 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所の直前

#### 結果

- ・現行の措置を4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長する。
- ・**売買契約等に基づき**、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに**耐震改修又は除却の工事を行った場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。**

#### <制度イメージ>



<国土交通省令和5年度税制改正資料より>

## (2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除

### 見直し継続

【令和5年1月1日以後の譲渡から適用】

閣大綱12頁

(4) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。
- ② 次に掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下(現行:500万円以下)に引き上げる。
  - イ 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域が定められている区域に限る。)
  - ロ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域

(注) 上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う低未利用土地等の譲渡について適用する。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行い、存置するものについては、各措置の性質等に応じ適切な適用期限を設定する。こうした取組みの実効性を高めるため、政策効果の検証の質の向上など、EBPMの徹底に努めることが必要である。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮する。

## ② 改正の概要

イ 低未利用土地等を譲渡した後は、その土地等を利用することの要件が設けられているが、その適用対象となる用途から、いわゆるコインパーキングが除外される。

ロ 次の区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における譲渡対価に係る要件を800万円以下（現行：500万円以下）に引き上げられる。

(イ) 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る。）

(ロ) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域

ハ 適用期限を3年延長される。

## 4 個人所得課税（その他）

### (1) 給与所得者の特定支出控除の特例

見直し

閣大綱15頁

(3) 給与所得者の特定支出控除の特例について、次の措置を講ずる。



- ① その支出が、本特例の対象となる研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付ができることとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

## ① 改正の概要

- イ 特定支出の内容が研修費又は資格取得費に該当する場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に該当する場合は、現行の給与等の支払者による証明書類の確定申告書等への添付に代えて、キャリアコンサルタントによる証明書類を確定申告書等に添付できるとされる。

## (2) 個人事業者が事業開始・廃止した場合等の届出

**見直し**

閣大綱15頁

- (5) 個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次の見直しを行う。
- ① 個人事業の開業・廃業等届出書について、その提出期限をその事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限とするとともに、事務所等に移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするほか、記載事項の簡素化を行う。
  - ② 青色申告書による申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする年分の確定申告期限とするとともに、記載事項の簡素化を行う。
  - ③ 次に掲げる届出書等について、記載事項の簡素化を行う。
    - イ 納期の特例に関する承認の申請書
    - ロ 青色申告承認申請書及び青色専従者給与に関する届出書
    - ハ 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書
- (注) 上記①の改正は令和8年1月1日以後の事業の開始等について、上記②の改正は令和8年分以後の所得税について、上記③イの改正は令和9年1月分以後の承認申請について、上記③ロの改正は令和9年分以後の所得税について、上記③ハの改正は令和9年1月1日以後の事務所の開設等について、それぞれ適用する。

## ① 改正の概要

- イ 個人事業の開業・廃業等届出書の提出期限が、その事実があった日の属する年分の確定申告期限とされる。

ロ 青色申告の取りやめの届出書の提出期限が、その申告をやめようとする年分の確定申告期限とされる。

ハ イの改正は令和8年1月1日以後の事業の開始等から、ロの改正は令和8年分以後の所得税から適用される。

### (3) 給与所得者の扶養控除等申告書、保険料控除申告書

**見直し**

【扶養控除申告書については令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用、保険料控除申告書については令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用】

閣大綱16頁

(6) 給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする。

(注) 上記の改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(7) 給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととする。

① 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄

② 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

#### ① 改正の概要

イ 給与所得者の扶養控除等申告書について、記載すべき内容がその前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされる。

ロ この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する扶養控除等申告書に適用される。

ハ 給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載が不要とされる。

- (イ) 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合の、これらの者の申告者との続柄
- (ロ) 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

ニ この改正は、令和6年10月1日以後に提出する保険料控除申告書について適用される。

#### (4) 給与所得及び公的年金等の源泉徴収票関係

**見直し**

【令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用】

関大綱17頁

- (8) 給与等の支払をする者が、その支払を受ける者に対し、給与所得の源泉徴収票又は給与支払明細書の交付に代えてその源泉徴収票又は給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件であるその支払を受ける者の承諾手続に、その支払を受ける者に対し期限を定めてその承諾を求め、その支払を受ける者がその期限までにこれを拒否する旨の回答をしない場合には、その支払をする者はその承諾を得たものとみなす方法を加える。
  - (9) 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しを行う。
    - ① 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす。
    - ② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。
    - ③ 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用する。

#### ① 改正の概要

- イ 市町村長に給与支払報告書を提出した場合は、税務署長に源泉徴収票を提出したものとみなされる。
- ロ 給与所得の源泉徴収票の提出範囲について、給与支払報告書の市町村長に対する提出範囲と同一とされる。
- ハ 令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票から適用される。

## (5) 一定の災害を受けた場合の雑損失・純損失の繰越控除期間の延長

### 見直し

閣大綱14頁

- (1) 事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」という。）について、次に掲げるものの繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。
- ① 青色申告者でその有する事業用資産等（土地等を除く。）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、被災事業用資産の損失による純損失を含むその年分の純損失の総額
  - ② 青色申告者以外の者でその有する事業用資産等（土地等を除く。）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、その年に発生した被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額
  - ③ 上記①及び②以外の者は、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額
- (2) 個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を5年（現行：3年）に延長する。

### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 災害が発生した際の被災者や事業者に対しては、これまでも、平成29年度税制改正において災害への税制上の対応の規定の常設化を行う等の対応を講じてきたところである。しかし、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、一層の税制上の対応を講じることが重要である。

ロ 個人所得課税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し

(イ) 被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者に特に配慮する観点から、特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する措置を講ずる。

## ② 改正の概要

イ 個人所得課税における災害損失の繰越控除制度について、被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者や被災事業者に特に配慮する観点から、特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長する措置が講じられる。

## 5 資産課税

### (1) 相続時精算課税制度、暦年課税制度の改正

**見直し**

【精算課税に係る基礎控除は令和6年1月1日以後の贈与から適用、被災した相続財産の価額に対する特例は令和6年1月1日以後の被災から適用、暦年課税に対する生前贈与の加算期間の延長は令和6年1月1日以後の贈与から適用】

閣大綱20頁

#### 1 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

##### (1) 相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。

- ① 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

- ② 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

##### (2) 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

- ② その他所要の整備を行う。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、いわゆる「老老相続」が増加するなど、若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することとなれば、その有効活用を通じた経済の活性化が期待される。

ロ 一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っている。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねない。

ハ わが国の贈与税は、相続税の累進負担の回避を防止する観点から、相続税よりも高い税率構造となっている。実際、相続税がかからない者や、相続税がかかる者であってもその多くの者にとっては、贈与税の税率の方が高いため、生前にまとまった財産を贈与しにくい。他方、相続税がかかる者の中でも相続財産の多いごく一部の者にとっては、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される。

ニ このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

ホ 相続時精算課税制度は、平成15年度に次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から導入されたものである。選択後は生前贈与か相続かによって税負担は変わらず、資産移転の時期に中立的な仕組みとなっており、暦年課税との選択制は維持しつつ、同制度の使い勝手を向上させる。具体的には、申告等に係る事務負担を軽減する等の観点から、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除を創設する。これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制となる。

ヘ 現行、相続開始前3年以内に受けた贈与は相続財産に加算することとなっている。暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続財産に加算する期間を7年に延長する。その際、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額については、相続財産に加算しないこととする。

## ② 改正の概要（相続時精算課税制度）

- イ 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産に対する贈与税について、従来の特別控除額（2,500万円）とは別に、課税価格から基礎控除として110万円を毎年控除できることとされる。
- ロ 相続時精算課税の適用の対象となる特定贈与者が2人以上の場合は、110万円を贈与額で按分する。
- ハ 特定贈与者が死亡した場合に相続税の課税価格に加算される財産の価額は、上記の年110万円の基礎控除の適用を受けた後の残額とされる。
- ニ したがって、暦年課税制度の場合と異なり、相続開始の直前年の贈与についても110万円部分に対して課税されることはない。
- ホ これらの改正は、令和6年1月1日以後の贈与から適用される。
- ヘ 相続時精算課税制度では、相続税の計算をする際に生前贈与を受けた財産の価格が相続税の計算に取り込まれるが、その価格は生前贈与を受けた際の課税価格とされている。
- ト このため、相続開始時点で生前贈与を受けた財産の時価が下落した場合や、財産そのものが滅失しても、生前贈与を受けた時点の課税価格で相続税額の計算に取り込まれていた。
- チ 今回の改正により、特定贈与者から贈与を受けた一定の土地又は建物について、相続税の申告書の提出期限までの間に、災害によって一定の被害を受けた場合には、贈与の時における価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額が、相続税の課税価格に加算される額になる。
- リ なお、この適用は一定の土地又は建物で災害によって被害を受けた場合に限定されるので、単なる時価の下落や、例えば有価証券など土地建物以外の財産については適用されない。
- ヌ 被災時期が相続開始時点までではなく、相続税の申告期限までとされていることにも留意する必要がある。
- ル この特例は、令和6年1月1日以後の被災から適用される。



### ③ 改正の概要（暦年課税制度）

- イ 暦年課税制度における生前贈与の加算期間が4年延長され、相続の開始前7年以内とされる。
- ロ この改正によって延長された期間に贈与を受けた財産については、その価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算される。
- ハ 複数の者から生前贈与を受けた場合には、贈与者ごとに100万円を控除できる。
- ニ この100万円を控除する趣旨は、過去に受けた贈与の記録・管理に係る事務負担を軽減する観点からとされている。
- ホ 生前贈与の加算期間の改正は、令和6年1月1日以後に受ける贈与に適用され、相続税に加算される期間の延長は、以下の表のように、その3年後である令和9年1月1日以後に相続が開始したものから順に延長されていくことになる。
- へ つまり、令和5年12月31日以前の贈与については、延長される加算期間に含まれることはない。

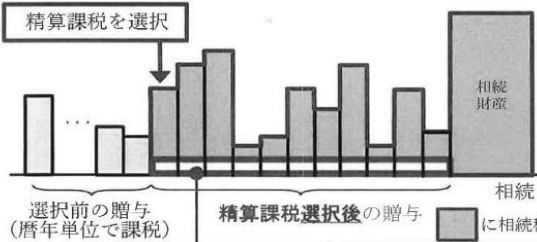
相続開始年	加算期間	
	延長部分	既存部分
令和6年		令和3年～令和6年の相続開始前3年間
令和7年		令和4年～令和7年の相続開始前3年間
令和8年		令和5年～令和8年の相続開始前3年間
令和9年	令和6.1.1～ 令和6年の相続開始前前日	令和6年～令和9年の相続開始前3年間
令和10年	令和6.1.1～ 令和7年の相続開始前前日	令和7年～令和10年の相続開始前3年間
令和11年	令和6.1.1～ 令和8年の相続開始前前日	令和8年～令和11年の相続開始前3年間
令和12年	令和6.1.1～ 令和9年の相続開始前前日	令和9年～令和12年の相続開始前3年間
令和13年	令和6年～令和10年の 相続開始前4年間	令和10年～令和13年の 相続開始前3年間

### ④ 相続時精算課税制度と暦年課税制度との選択について

- イ 今までの相続時精算課税制度は、生前贈与の際に特別控除額2,500万円の適用を受けても、相続時点で相続税の課税価格に取り込まれるので、基本的には相続税額の軽減にならない（※）。

- ※ ただし、生前贈与を受けた時点の課税価格によって相続税の課税価格に取り込まれるので、贈与を受けた資産の時価が上昇した場合には有利になる。
- ロ そのために、今までは暦年課税を適用することによって、相続開始直前の3年間を除き、各年の基礎控除額110万円の累積額を、相続税の課税価格から除外することが選択されてきた。
- ハ 今回の改正により、暦年課税制度では相続開始前7年間の贈与が相続税の課税価格に取り込まれることになる一方で、相続時精算課税制度では各年の基礎控除額110万の累積額が相続税の課税価格から除外されるため、相続時精算課税制度の方が有利になったといえる。
- ニ ただし、相続時精算課税制度は、特定贈与者の年齢が1月1日現在60歳以上で、かつ推定相続人の年齢が1月1日現在18歳以上であることが要件とされているので、平均余命年数を考慮すると20数年が適用できる限度ということになる。
- ホ これに対して、暦年課税制度については、贈与者も受贈者も年齢による影響はない。
- ヘ また、資産を特に高額に保有する資産家にとっては、暦年課税制度を採用した方が、資産を分割して贈与することによって、累進税率の適用を軽減することも可能になる。
- ト 相続時精算課税制度を利用すると、生前贈与額が相続財産の額に加算されるので、相続税の総額が増え、結果的に他の相続人の相続税額に影響を及ぼす可能性もある。
- チ 相続時精算課税制度と暦年課税制度の選択については、これらを総合的に検討していくことが必要かと思われる。

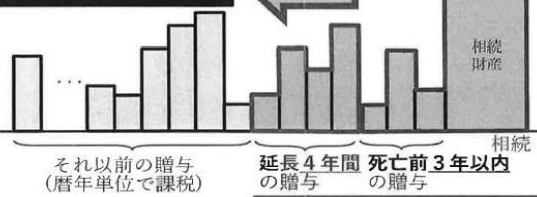
**相続時精算課税（暦年課税との選択制）**



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
- ※ 暦年課税のような基礎控除は無し。
- ※ 財産の評価は贈与時点での時価で固定。
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。
- ・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算

・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）

**暦年課税**



- 暦年ごとに贈与額に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
- ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

・加算期間を7年間に延長  
 ・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない

< 自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より >

**相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ**

○ 2024(R6)年1月1日以降に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間の延長を適用する。  
 ⇨ 相続前贈与の加算期間は、3年後の2027(R9)年1月1日から、順次延長されることとなる。



- 【①の例】 2026年7/1 に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2023年7/1 以降に受けた贈与（＝3年間）
- 【②の例】 2028年1/1 に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年1/1 以降に受けた贈与（＝4年間）
- 【③の例】 2031年7/1 に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年7/1 以降に受けた贈与（＝7年間）

< 自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より >

<b>3. 現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応</b>	
<b>(1) 相続時精算課税制度</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暦年課税と相続時精算課税の選択制は引き続き維持した上で、課税の公平性を確保しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制である相続時精算課税制度の使い勝手を向上させ、納税者が必要に応じて同制度を利用できるようにすべきではないか。</li> <li>○ 現在、相続時精算課税を選択した後に特定贈与者から贈与を受けた場合、たとえ少額であったとしても申告義務が生じる(ただし、累積贈与額が2,500万円まで納税は不要)。こうした少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担を軽減する観点から、相続時精算課税制度の下での贈与についても、同制度の趣旨と整合性を保ちつつ、一定の少額以下は課税しないことが考えられるのではないか。</li> </ul>	
<b>(2) 暦年課税における相続前贈与の加算</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく観点からは、諸外国の例も参考にしつつ、現行の加算期間を延ばすことが適当ではないか。</li> <li>○ 現行の加算期間は昭和33年度改正で設定されたものであり、近年において税務行政等のデジタル化が進展していることや、寿命が大きく延びたことにより生前贈与できる期間が長くなっていること、認知症が増加していること等の状況変化についても考慮する必要があるのではないか。また、民法の基本的な考え方(特別受益等)についても参考にすることが適当ではないか。</li> <li>○ 加算期間を延ばすことを検討する際には、法定相続分課税方式の下での予見可能性や租税法における除斥期間の趣旨、納税者の事務負担等の実務面についても考慮する必要があるのではないか。</li> <li>○ また、少額贈与の記録管理に係る追加的な事務負担を軽減する観点からは、一定額以下の少額贈与に係る取扱いについて検討することも考えられるのではないか。</li> </ul>	
<b>(3) 贈与税の非課税措置</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これらの措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、富裕層の子弟の教育等の資金支援を促し、世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念がある。</li> <li>○ 特に、教育資金や結婚・子育て資金に係る非課税措置については、制度創設当初と比べ、適用件数も大きく減少している。また、これらの措置で認められている用途については、近年、公費でカバーされる部分が増加している。相続時精算課税制度の使い勝手の向上と併せて、廃止する方向で検討することが適当ではないか。</li> </ul>	

<自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より>

我が国の相続税と贈与税の沿革			
改正時期	沿革	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 (相続税法施行)	○相続前1年間の贈与を相続財産に合算	遺産課税	—
昭和22年	○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算		贈与者課税
昭和25年 (シャープ勧告)	○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化	取得課税	
昭和28年	○累積課税が廃止され、贈与税が復活(暦年課税) ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	○法定相続分課税方式の導入 ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入(昭和50年に廃止)	法定相続分課税	
平成15年	○相続時精算課税制度の導入		

<政府税制調査会令和4年10月21日資料より>

## (2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

### 見直し継続

【令和5年4月1日以後に行われる贈与に適用】

閣大綱21頁

- (1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。
- ② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。
- ③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長する。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、不断の見直しを行っていく必要がある。

ロ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見

直しを行った上で、適用期限を3年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

ハ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。

## ② 改正の概要（教育資金の一括贈与の特例）

イ 贈与者が死亡した場合において、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等でも、その死亡の日における残額を、当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

ロ 受贈者が30歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

ハ イ、ロの改正は、節税のための利用を防ぐことに目的があると解される。

ニ 教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

ホ 適用期限を3年延長する。

### <前回（令和3年度改正）の改正点>

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 上記の「管理残額」とは、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額をいう（②において同じ。）。

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対

象とする。

<令和元年度における新規適用者数828件（平成25年度創設時67,581件）>

### ③ 改正の概要（結婚・子育て資金の一括贈与の特例）

イ 受贈者が50歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

ロ イの改正は、節税のための利用を防ぐことに目的があると解される。

ハ 適用期限を2年延長する。

<前回（令和3年度改正）の改正点>

- ① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

<令和元年度における新規適用者数212件（平成27年度創設時4,712件）>

### (3) その他（相続税に係る加算税の賦課決定の期限）

**見直し**

【令和5年4月1日以後に申告期限が到来する相続税に適用】

閣大綱34頁

- (1) 更正をすることができないこととなる日前6月以内に相続税の更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続等により財産を取得した他の者に係る課税価格等に異動を生ずるとき（当該他の者に係る通常の更正決定等の除斥期間が満了する日以前に当該請求がされた場合に限る。）は、当該他の者の相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定等に伴う加算税の賦課決定は、当該請求があった日から6月を経過する日まで行うことができることとするほか、所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に申告書の提出期限が到来する相続税について適用する。

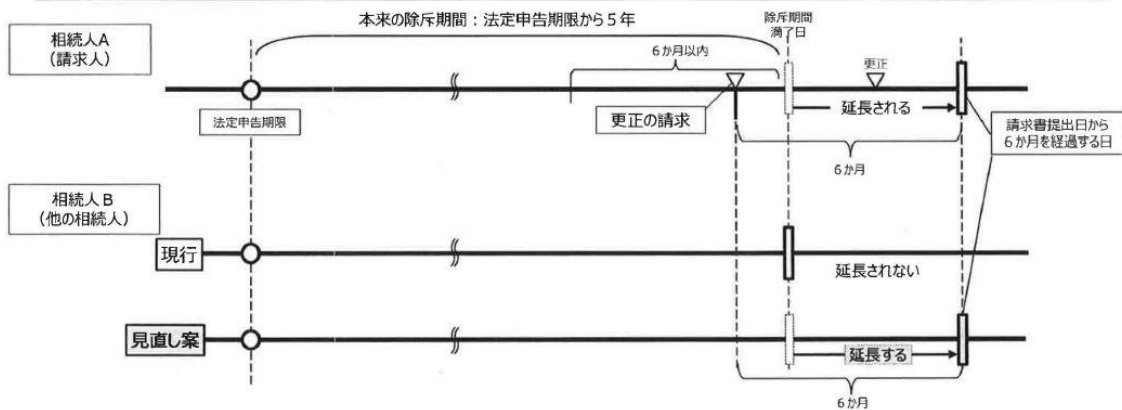
## 一部の相続人から更正の請求があった場合の他の相続人に係る除斥期間の見直し（案）

### 【現行】

- 相続税の除斥期間は、法定申告期限から5年を経過する日まで、とされている。
  - 除斥期間が満了する日以前6か月以内に、一部の相続人から更正の請求があった場合、
    - ・ 更正の請求をした相続人：請求があった日から6か月を経過する日まで延長される。
    - ・ 他の相続人：延長されない。
- ⇒ 他の相続人の課税価格・税額の是正が必要となっても、更正決定等が間に合わない場合がある。

### 【見直し案】

- 一部の相続人から更正の請求があった場合、他の相続人の除斥期間も、更正の請求があった日から6か月を経過する日まで延長する（更正の請求が、他の相続人の本来の除斥期間満了後にあった場合を除く。）。
- （注1）上記見直しとあわせて、同日までは修正申告書等の提出を可能とする。  
 （注2）上記の見直しは、令和5年4月1日以後に法定申告期限が到来する相続税について適用する。



46

< 自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より >



## 6 法人課税（成長と分配の好循環の実現）

### (1) オープンイノベーション投資促進税制の拡大

**見直し継続**

閣大綱36頁

(1) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。

(注1) 上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

(注2) 上記の特定株式の要件は、次のとおり現行要件を見直した要件とするほか、現行の特定株式の要件と同様とする。

イ 特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間は、5年とする。

ロ 取得価額要件は、5億円以上とする。

ハ 特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する。

ニ 令和5年4月1日以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本特例の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式は対象外とする。

#### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ オープンイノベーション促進税制は、スタートアップへのニューマネー出資の一定額を所得から控除するという、極めて異例の措置として創設されたものであるが、今般、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化が最重要課題であることに鑑み、M&Aに適用できるよう、ニューマネーを伴わない既存株式の取得も対象とする。スタートアップの成長に真につながるよう、M&Aから5年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みとし、スタートアップの成長を強力に促すものとする。

<参考：オープンイノベーション税制の概略（改正前）>

イ スタートアップ企業に対して開発資金の注入を目的として出資し、その株式の取得価額の25%以下の額を特定株式特別勘定として計上した場合は、その計上額の損金算入が認められる。

ロ その損金算入額は別表4の※印減算で所得から控除し、別表5(1)には反映されないため、課税の繰延べではなく永久的な減税とされる。

ハ スタートアップ企業への出資額は1,000万円以上（大企業の場合は1億円以上）とされ、取得後3年以内にその株式を譲渡したり、利益剰余金の配当を受けたりした場合には、損金算入額を益金の額に算入しなければならない。

## ② 改正の概要

イ オープンイノベーション促進税制について、M&Aに適用できるよう、スタートアップ企業の株式をM&Aによって取得し、M&Aから5年以内に成長率や投資規模等の要件を満たした場合には、その後も減税メリットを継続させる仕組みが設けられる。

## (2) 研究開発税制（控除額）

見直し継続

【令和5年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

閣大綱38頁

(2) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%（現行：2%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。

(イ) 増減試験研究費割合が12%超

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

(ロ) 増減試験研究費割合が12%以下

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

ロ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例を設ける。

(注) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用する。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ニ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

② 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を3年延長する。

(イ) 税額控除率(12%)に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ) 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。

ロ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。

ハ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

(注) 税額控除率は、17%を上限とする(現行と同じ。)

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

<以下略>

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 研究開発投資は、社会課題解決の推進力となるイノベーションの源泉であり、高い外部効果を有することが期待される一方、企業にとっては成果が得られるとは限らない不確実性を伴う。企業の研究開発投資の規模拡大や質の向上は、「成長と分配の好循環」を拡大していく上で、極めて重要な意味を持つ。

ロ 米国や中国の企業が研究開発投資を大きく伸ばす中、わが国企業の研究開発投資は近年伸び悩んでおり、国際競争力の維持向上のためにも、その増加を促していかなければならない。

ハ 研究開発税制において、投資を増加させるインセンティブを更に強化する。現行科学技術基本計画の達成状況も念頭に置きつつ、一般型の控除率カーブについて、試験研究費の増加率に応じたメリットをより高める一方、控除率の下限は引き下げ、メリハリのある見直しを行う。控除額が上限に達した企業に対してもインセンティブが機能することを期待し、一律に設定されている控除上限を変動させる新たな仕組みも導入する。

ニ 研究開発の質を高める観点からは、既存企業とスタートアップ企業のオープンイノベーションや、研究開発を担う「人」への投資を促すことが喫緊の課題である。オープンイノベーション型において、研究開発型スタートアップ企業の定義を見直し、対象を大幅に拡大する。博士号取得者や経験を積んだ外部人材を取り入れるインセンティブとなる、新たな類型も創設する(後掲)。

## ② 改正後の概要

### イ 一般の研究開発税制（大企業向けの研究開発税制）

#### (イ) 控除割合 見直し

- a 増減試験研究費割合によって控除割合が変化する。
- b 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、以下の控除割合とされる。

- c 増減試験研究費割合が12%超の場合（小数点3位未満切捨、以下同じ）

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

- (a) 最高は14%とされる。

- d 増減試験研究費割合が12%以下の場合

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

- (a) 最低は1%とされる。

- e 設立事業年度又は比較試験研究費がゼロの場合 8.5%

- f 増減試験研究費割合とは次の割合をいう。

$$\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$

- (a) 増減試験研究費の額とは、次の計算による金額をいう（措法42の4⑧三）。

$$\text{適用年度の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}$$

- (b) (a)の計算結果がマイナスの場合はマイナスを認識する。

- (c) 比較試験研究費の額とは、前3年以内に開始した各事業年度における試験研究費の平均額をいう

g 増減試験研究費割合による控除率の変化

令和5年4月1日以後に開始する事業年度	
(増減試験研究費割合)	(控除率)
18.7% ……………	14% (最高)
15% ……………	12.625%
12% ……………	11.5%
10% ……………	11.0%
7.5% ……………	10.375%
5% ……………	9.75%
0% ……………	8.5%
△5% ……………	7.25%
△10% ……………	6%
△20% ……………	3.5%
△30% ……………	1% (最低)

h 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、試験研究費割合が10%を超える場合は、上記の控除率に次の控除増率を乗じた額を加える。

$$\text{控除増率} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (10\% \text{を限度とする。})$$

(a) 試験研究費割合とは、次の割合をいう。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(b) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう。

(d) 法人税額による控除限度額

a 原則

(a) 法人税額の25%を限度とする。

b 増減試験研究費割合による調整 創設

(a) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度については、次によって計算した金額を25%から加減算する。

- i 増減試験研究費割合が4%を超える場合  
 超える部分1%当りに当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算する。
- ii 増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合  
 下回る部分1%当り当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する。

増減試験研究費割合による控除上限率の変化

(増減試験研究費割合)	(控除限度率)
12%以上	30% (上限)
10%	28.75%
4%	25%
0%	25%
△4%	25%
△10%	21.25%
△12%以下	20% (下限)

c 一定のベンチャー企業に対する特例 継 続

- (a) 法人税額の40%を限度とする。
- (b) 一定のベンチャー企業とは、設立後10年以内の法人で、当期において翌期繰越欠損金を有するものをいう（大法人の子会社等を除く）。

d 試験研究費割合が10%を超える場合

- (a) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度は、次のとおりとされる。
- (b) 上記の割合に、次の割合を加える。  
 $(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2$ （10%を限度とする。）

- (c) 試験研究費割合とは、次の割合をいう。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

- (d) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう。

## □ 中小企業技術基盤強化税制（中小企業者等向けの研究開発税制）

### (イ) 対象法人の範囲

- a 次の法人については、中小企業技術基盤強化税制が適用される。
- (a) 中小企業者（適用外事業者を除く。）
  - (b) 農業協同組合等
- b 中小企業者とは、資本金額が1億円以下の法人で、次のいずれにも該当しない法人をいう。
- (a) 発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有している場合。
  - (b) 発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大規模法人が所有している場合。
- c 資本又は出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が千人以下の法人をいう。
- d 適用対象外事業者とは、前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）について、次の金額が15億円を超える法人をいう。

$$\frac{\text{基準年度の所得金額の合計}}{\text{基準年度の月数}} \times 12$$

### (ロ) 控除割合 見直し

- a 控除割合は原則として12%とされる。
- b ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、増減試験研究費割合が12%超の場合の控除率は、次のとおりとされる。（小数点3位未満切捨）

$$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

- (a) 最高割合は17%とされる。
- (b) 増減試験研究費割合とは次の割合をいう。

$$\frac{\text{増減試験研究費の額}}{\text{比較試験研究費の額}}$$

- c 増減試験研究費の額とは、次の計算による金額をいう。
- $$\text{適用年度の試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}$$

d 比較試験研究費の額とは、前3年以内に開始した各事業年度における試験研究費の平均額をいう。

e 増減試験研究費割合による控除率の変化

令和5年4月1日以後に開始する事業年度	
(増減試験研究費割合)	(控除率)
25.4% ……………	17% (最高)
20% ……………	15%
15% ……………	13.125%
12% ……………	12% (最低)

f 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、試験研究費割合が10%を超える場合は、上記の控除率に次の控除割増率を乗じた額を加える。

$$\text{控除割増率} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5 \quad (10\% \text{を限度とする。})$$

(a) 試験研究費割合とは、次の割合をいう（措法42の4⑧六）。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(b) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう。

(ハ) 法人税額による控除限度額

a 原則

(a) 法人税額の25%を限度とする（措法42の4④）。

b 増減試験研究費割合が12%を超える場合 見直し

(a) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度で、増減試験研究費割合が12%を超える場合は、法人税額の10%を上乗せする。

c 試験研究費割合が10%を超え、かつ増減試験研究費割合が12%以下の場合

(a) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度は、次のとおりとされる（措法42の2⑥二）。



(b) 上記の割合に、次の割合を加える。

$$( \text{試験研究費割合} - 10\% ) \times 2 \quad ( 10\% \text{を限度とする。} )$$

(c) 試験研究費割合とは、次の割合をいう。

$$\frac{\text{適用年度の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}}$$

(d) 平均売上金額とは、適用年度及び前3年以内に開始した各事業年度における売上金額の平均額をいう。

## (二) 住民税額からの控除

a 中小企業技術基盤強化税制は、法人住民税にも適用される。

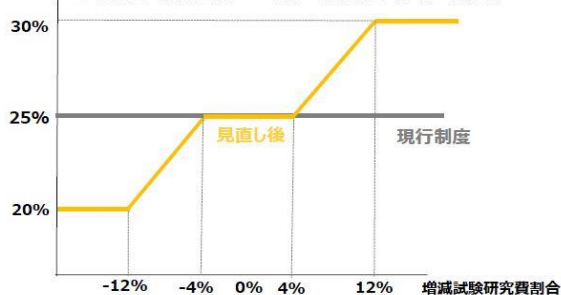
b 具体的には、中小企業技術基盤強化税制の適用を受けた後の法人税額が、法人住民税の法人税割の課税標準になる。

### (2-2) 一般型のインセンティブ強化 ①控除上限の見直し②控除率の見直し

- 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、**試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入**するとともに、**控除率の傾きを見直す**(コロナ特例については期限通り廃止)。
- また、**時限措置(控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)**について、**適用期限を3年間延長**。

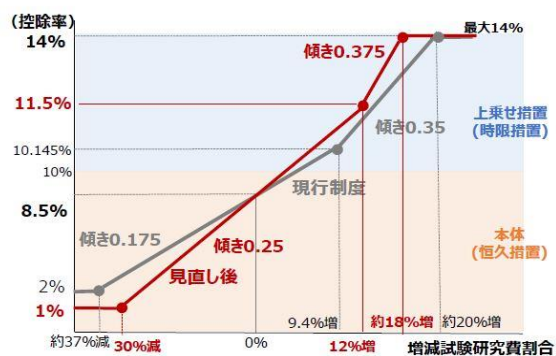
#### ①控除上限のインセンティブ強化

(控除上限) ※ 変動型の控除上限は、3年間の時限措置(令和7年度末)



※ 売上高試験研究費割合が10%超の場合は通常の控除上限(25%)に10%まで上乗せ(変動型の控除上限と比較し高い方を適用)(時限措置)

#### ②控除率のインセンティブ強化



【時限措置の延長】

- (1) 控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**
- (2) 売上高試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和7年度末まで3年間延長**

【参考】増減試験研究費割合

増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費(※)の額を減算した金額)の比較試験研究費に対する割合。

※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。

20

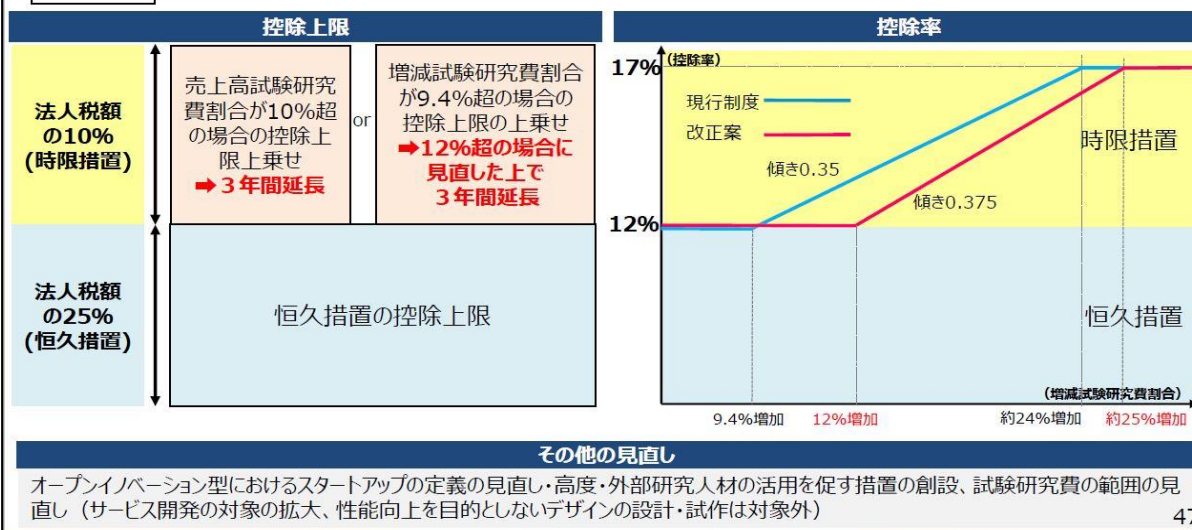
<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

(3-6) 中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税)

拡充・延長

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直した上で、時限措置の3年間の延長を行う(コロナ特例については期限通りに廃止)。
- また、スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進するため、オープンイノベーション型の見直しや、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲を見直す。

改正概要 【適用期限(時限措置)：令和7年度末まで】



<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

(3) 研究開発税制 (研究開発費の範囲)

見直し

【令和5年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

閣大綱41頁

- ④ 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。
- ⑤ 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。

① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 税制の対象となる試験研究の範囲についても、非連続なイノベーションへの挑戦を促すため、不断の見直しが求められる。新たなビジネスモデルの開拓につながるよう、サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とする等の見直しを行う。

## ② 改正の概要

- イ サービス開発のための試験研究について、既存ビッグデータを活用する場合も対象とされる。
- ロ 性能向上を目的としないことが明らかな、デザインに関する設計及び試作に要する費用が除外される。

## (4) 企業による先導的人材投資

### 創設

閣大綱41頁

- (3) 法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という。）に対して支出する寄附金のうち次のいずれにも該当するもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるものを、指定寄附金とする。
- ① その学校法人又は準学校法人の設立前に、その設立に関する認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金で、その設立のための費用に充てられるものであること。
  - ② 募集要綱に、学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内において募集要綱で定める日までに大学、高等専門学校又は一定の専門学校の設置に係る認可を受けなかった場合には、残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

- イ 天然資源に乏しいわが国にとって、昔も今も変わらず「人」が資産である。企業の競争力を高め、人々の暮らしを豊かなものとするためには、「人への投資」がいかに重要であるか、今一度思いを致す必要がある。これまでの様々な政策対応に加えて、今般、税制においても、企業の成長を先導する人材を創出するための取組みを後押しする。
- ロ 企業が、経営資源を活用して学校教育に積極的に関与し、未来の社会が必要とする人材の育成に貢献することで、「人への投資」はより一層厚みを増す。大学や高等専門学校、専門学校を設置する学校法人の設立費用として企業が支出する寄附金について、個別の審査を受けなくても全額損金算入が可能となる枠組みを設け、早期から寄附金の募集を可能とし、スピード感を持って学校経営を進めるための一助とする。

ハ 高度な研究人材への投資を促し、国際競争に資するハイレベルでオープンなイノベーションを促進する観点から、博士号取得者や、一定の経験を有する研究人材を外部から雇用することに対し、研究開発税制における優遇措置を創設する。具体的には、これらの人材の人件費を対象とする新たな類型をオープンイノベーション型に設け、一般の試験研究費よりも高い控除率と、別に計上される控除上限の適用を可能とする（前掲）。


ニ 企業がDXを進めて行く上で不可欠ではあるものの、現状では不足しているデジタル人材の育成・確保を促すため、DX投資促進税制において、人材育成・確保等に関連する事項を要件化する等の見直しを行う。

その他

**(2-1) 企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置** (法人税)

- 社会人のリスキリングだけでなく、大学や高等専門学校等において実社会で活躍できる人材の育成を行っていくことも重要であり、これには民間企業の教育への積極的な関与により、企業・社会が求める人材を産学連携して育成できる仕組みづくりが有効。
- 私立の大学や高専、専門学校を設立するための企業による寄附を促すため、この寄附金を全額損金算入とする税制上の枠組みを整備する。
- 具体的には、学校法人を新設するための団体（設立準備財団等）に対して寄附を行う場合、これまで必要とされていた個別審査を不要とし、早い段階からスムーズな寄附金集めを実現する。

企業




一般寄附金  
⇒ 損金算入額が制限※  
※(資本金等の額の0.25% + 所得金額の2.5%) × 1/4まで


OR

指定寄附金  
⇒ 「全額」損金算入  
※申請・審査が必要

学校法人等を新設  
するための団体  
(学校法人設立準備財団など)



学校法人等



認可を受けて  
新設

大学、高専、専門学校

↓ **以下の要件を全て満たす寄附金は、申請・審査を経ることなく、全額損金参入が可能**

1. 法人が**私立の大学、高等専門学校又は専門学校**（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立を目的とする法人（**学校法人設立準備法人**）に対して、令和10年3月31日までに支出する寄附金
2. 当該学校法人等の設立前になされ、**その設立のための費用に充てられる**寄附金
3. 設置しようとする私立大学等が**法人設立後5年以内に認可**されない場合には、国又は地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金

## 7 法人課税（地域における活力）

### (1) 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の特例

継 続

【令和5年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

閣大綱42頁

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

### (2) 中小企業投資促進税制、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

見直し継続

【令和5年4月1日以後に取得するものから適用】

閣大綱42頁

(2) 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。  
① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。  
② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあつては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

#### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等により、収益環境の悪化が懸念されてもいる。雇用全体の7割を創出する中小企業において賃上げの機運を醸成していくためにも、その生産性の向上や経営基盤の強化を促すことが重要である。

ロ このため、中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長する。

ハ あわせて、償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を創設する。本特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置とする。

## ② 改正の概要（中小企業投資促進税制）

イ 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外される。

ロ 適用期限を2年延長する。

## ③ 改正の概要（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例）

イ 特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外される。

ロ 適用期限を2年延長する。

## ④ 改正の概要（固定資産税の特例）

閣大綱24頁

(2) 中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。ただし、中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、同計画の認定の申請日の属する事業年度（令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上とすることを同計画に位置付けるとともに、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準を次のとおりとする。

① 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得されるもの 最初の5年間価格の3分の1

② 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの 最初の4年間価格の3分の1

(注1) 上記の「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。ただし、発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。

- イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ロ 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ハ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(注2) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。

- イ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの
- ロ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの
  - (イ) 機械・装置 160万円
  - (ロ) 測定工具及び検査工具 30万円
  - (ハ) 器具・備品 30万円
  - (ニ) 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円

### (3-0) 中小企業の設備投資関連税制の新設・延長

- 「**中小企業投資促進税制**」、「**中小企業経営強化税制**」について、適用期限を**2年間延長**する。
- また、**赤字の事業者を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため**、赤字企業にも効果がある**生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置**を新設する。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	<b>【中小企業経営強化税制】 →延長 (2年)</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		
		<b>【中小企業投資促進税制】 →延長 (2年)</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用		
地方税	<b>【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 →新設</b> 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減			

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合 41

<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

## 8 法人課税（円滑・適正な納税のための環境整備）

見直し

閣大綱43頁

- (2) 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算について、累積所得金額又は累積欠損金額の計算において資産の帳簿価額から減算する負債帳簿価額等に資本金等の額を加算することとする。
- (4) 青色申告の承認申請書について、記載事項の簡素化を行う。
- (注) 上記の改正は、令和9年1月1日以後に開始する事業年度について適用する。
- (5) 青色申告書による申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする事業年度の確定申告書の提出期限（現行：その申告をやめようとする事業年度終了の日の翌日から2月以内）とするとともに、記載事項の簡素化を行う。
- (注) 上記の改正は、令和8年1月1日以後に開始する事業年度について適用する。

## 9 法人課税（その他の租税特別措置等）

### (1) 特定資産の買換えの場合等の課税の特例

見直し継続

【令和5年4月1日以後に譲渡する資産から適用、先行取得に関する⑤⑥の改正は令和6年4月1日以後に譲渡する資産から適用】

閣大綱50頁

- (11) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。
- ① 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。
- ② 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産を除外する。
- ③ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。



④ 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。

イ 外航船舶について、次の見直しを行う。

(イ) 譲渡資産に係る船齢要件を20年未満（現行：25年未満）に引き下げる。

(ロ) 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件について、建造の後事業の用に供されたことのない国際総トン数1万トン以上の船舶にあつては特定船舶の特別償却制度における事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件と同様とする等の見直しを行う。

ロ 内航船舶について、次の見直しを行う。

(イ) 譲渡資産に係る船齢要件を23年未満（現行：25年未満）に引き下げる。

(ロ) 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件を見直す。

ハ 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を30年未満（現行：35年未満）に引き上げた上、譲渡資産から平成23年1月1日以後に建造された船舶を除外する。

ニ 譲渡資産及び買換資産が同一の用途である場合に限定する。

⑤ 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ること適用要件に加える。

(注) 上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

⑥ 先行取得の場合の届出書について、その記載事項を上記⑤と同様とする見直しを行う。

⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記⑤及び⑥の改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用する。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要である。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行い、存置するものについては、各措置の性質等に応じ適切な適用期限を設定する。こうした取組みの実効性を高めるため、政策効果の検証の質の向上など、EBPMの徹底に努めることが必要である。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮する。

## ② 改正の概要

- イ 既成市街地等の内から外への買換えが、適用対象から除外される。
- ロ 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の、第二種区域となった区域内にある資産が除外される。
- ハ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げられる。

### ニ 改正後の買換え対象の範囲（措法65の7①）

譲渡資産	買換え資産
<p>二 <u>次に掲げる区域（イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除くされるもの。）、建物（その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。）又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの</u></p> <p>イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区 同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合</p> <p>ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規</p>	<p><u>上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域内にあるものに限る。）</u></p>

<p>定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合</p> <p>ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合</p>	
<p><u>二 次に掲げる区域(イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。)内にある土地等、建物又は構築物</u></p> <p><u>イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地</u></p> <p><u>ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域</u></p> <p><u>ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域</u></p> <p><u>ニ イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域</u></p>	<p>既成市街地等内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)</p>
<p><u>三 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により取得をされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間(その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)</u>が十年を超えるもの</p>	<p>国内にある土地等(事務所、事業所その他の政令で定める施設(以下この号において「特定施設」という。)の敷地の用に供されるもの(当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。))又は駐車場の用に供されるもの(建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。))で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。)、建物又は構築物</p>
<p><u>四 船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。)の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。)</u>のうち進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期</p>	<p>船舶(政令で定めるものに限る。)</p>

<p>間に満たないもの(建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。)</p>	
---	--

ホ 長期所有の土地、建物、構築物からの買換えについて、所有期間が10年を超えていることの判定基準が、正味の所有期間ではなく、譲渡年の1月1日における所有期間の判定に改正された。

へ 譲渡資産の譲渡日又は買換資産の取得日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に、本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長に届け出ることが適用要件に加えられる。

ト 先行取得の場合、特別勘定を設けた場合、特定の資産を交換した場合は除かれる。

チ 上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

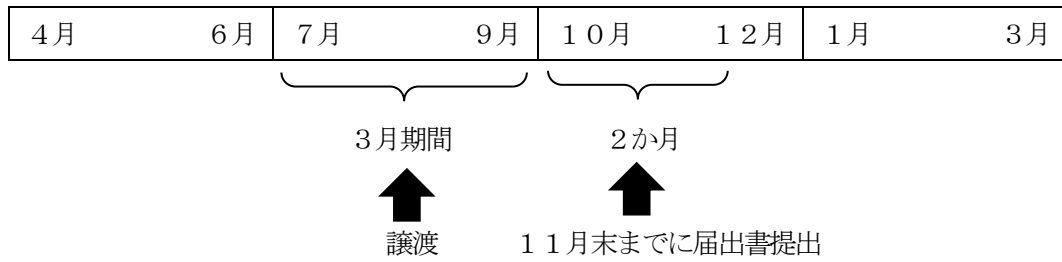
リ 先行取得の場合の届出書について、その記載事項を上記ニと同様とする見直しが行われる。

ヌ へ～りの改正は、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合に適用される。

ル 改正後の措置法65条の7第1項柱書きの内容(関係部分以外のかっこ書きは省略)

<p>(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)</p> <p>第六十五条の七 法人が、昭和四十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間内に、その有する資産で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該買換資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。)につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。</p>
--

フ 3月決算法人の場合の例



ワ 宥恕規定は設けられないので、後から追加的に提出することはできない。

カ 買換えの特例は、課税の繰延べであり、適用を失念しても最終的に回復されるので、税賠保険の対象にはならない。

# 10 法人課税（その他）

## (1) 暗号資産の評価方法の見直し

見直し

閣大綱5 4頁

(5) 暗号資産の評価方法等について、次の見直しを行う（次の②の見直しは、所得税についても同様とする。）。

- ① 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。
  - イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
  - ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
    - (イ) 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
    - (ロ) 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
- ② 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする。
- ③ 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

### (1-7) 暗号資産の保有に係る期末時価評価課税 (法人税、法人住民税、法人事業税)

〔金融庁主担、経済産業省において共同要望〕

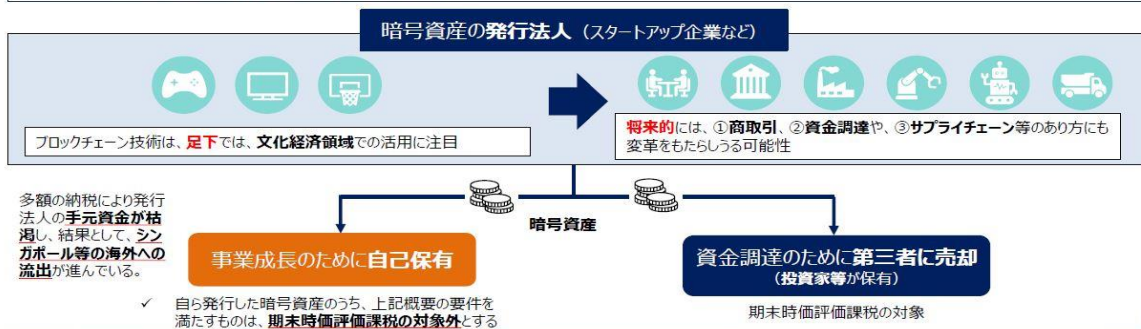
その他

- 内国法人が有する暗号資産については、税務上、**期末に時価評価し、評価損益は課税の対象**。こうした取扱いの結果、**日本での起業が困難**となり、**ブロックチェーン関連企業の海外流出**が起きている状況。
- このため、**自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**のうち、一定の要件を満たすものについて、**期末時価評価課税の対象外**とする。

#### 改正概要

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。

- イ **自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているもの**であること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して**次のいずれかにより譲渡制限が行われているもの**であること。
  - (イ) **他の者に移転することができないようにする技術的措置**がとられていること。
  - (ロ) 一定の要件を満たす**信託の信託財産**としていること。



16

<経済産業省令和5年度税制改正資料より>

## 11 消費課税（適格請求書等保存方式に係る見直し）

### (1) 免税事業者が適格請求書発行事業者になった場合に納付税額を課税売上に 対する消費税額等の2割とする経過措置 見直し

【令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に適用】

閣大綱56頁

#### (1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

④ その他所要の措置を講ずる。

#### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、インボイス発行事業者の登録申請件数が令和4年11月末現在で約200万者となっていることも踏まえ、引き続き、円滑な制度移行に向けて政府・与党が一体となって事業者に対する支援を一層きめ細やかに行っていく必要がある。

ロ このため、事業者に対するプッシュ型の周知・広報や説明会を更に充実させることに加え、事業者団体等とも連携しながら、専門家派遣等も通じ、デジタル化を含む経営相談等のための体制を強化するといった取組みを着実に進めていく。また、IT導入補助金を充実し、デジタルインボイスの普及など中小事業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対する支援を通じた生産性向上を後押ししていく。

ハ さらに、インボイス発行事業者となる免税事業者に対しては、持続化補助金によりこれまで以上に手厚い支援を行うとともに、制度移行に伴って小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請Gメン、相談窓口での対応等の取組みを引き続き実施し、適切に対処していく。

ニ 以上のような取組みに加え、円滑な制度移行のために、更に次のような新たな税制上の措置を講ずる。

ホ インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

(イ) これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずることにより、納税額の激変緩和を図る。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合に比べ、更に事務負担が軽減される。

ヘ 事業者の事務負担軽減

(イ) インボイス制度の定着までの実務に配慮し、一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策を講ずる。加えて、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から、少額の返還インボイスについて交付義務を免除する。

(ロ) これらの取組みを着実に進めつつ、制度への移行に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進める観点から、改めて政府内の関係府省庁で連携して必要な体制を構築し、予算による支援措置や負担軽減措置を丁寧に周知する。こうした取組みも含め、引き続き、事業者が抱える問題意識や課題を、業界や地域ごとに丁寧に把握しながらきめ細かく対処していく。加えて、令和5年3月31日の登録申請の期限について柔軟な対応を行う。その上で、令和5年10月のインボイス制度移行後においても弾力的な対応に努めるとともに、新たな課題が生じた場合には、必要に応じて柔軟に対応策を講じていく。



## ② 改正の概要

イ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間に適用されるので、3期間（9月末日決算の場合）又は4期間の経過措置とされる。

ロ 免税事業者であるものが、適格請求書発行事業者になったために、事業者免税点制度の適用を受けられなくなった事業者を対象として設けられた。

ハ 免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、次のいずれかにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者が対象とされる。

(イ) 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと

(ロ) 課税事業者選択届出書を提出したこと

ニ 次に該当する事業者は、この制度の対象にならない。

(イ)	インボイス制度の施行前（令和5年9月30日以前）から、課税事業者選択届出書の提出によって引き続き事業者免税点制度の適用を受けられない場合 例：個人事業者が令和4年に課税事業者選択届出書を提出した場合は、令和5年1月1日から、すなわちインボイス制度施行前から引き続き事業者免税点制度の適用が受けられないので、この制度は適用できない。
(ロ)	基準期間の課税売上高が1,000万円を越えるために事業者免税点制度の適用を受けられない場合 例：個人事業者について、令和5年中の課税売上高が1,000万円を超えると、令和7年はこの制度の適用を受けられない。
(ハ)	課税期間の特例すなわち課税期間を3か月ごとや1か月ごととする特例の適用を受ける場合
(ニ)	その他、適格請求書発行事業者の登録をしなくても、事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合（例：資本金1千万円以上の新設法人など）

ホ この制度の適用を受けると、課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額はその課税期間の課税標準額に対する消費税額の2割とされる。

ヘ 簡易課税の場合は、課税売上ごとに簡易課税の業種区分を付けなければならないが、この制度の適用を受ける場合は、一律に控除割合が8割とされるので、業種区分を行う必要はない。

ト 適格請求書発行事業者がこの特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するだけでよく、事前の手続きはいらない。

チ 簡易課税を選択している場合にも適用ができ、2年間の継続要件も要求されない。

リ 卸売業で簡易課税の適用を受ける場合や、仕入税額控除によって還付を受けることができる場合など、この制度の適用を受けるよりも納付税額が少なくなる場合は、課税期間ごとに任意にこの制度を選択しないことができる。

ヌ 例えば個人の免税事業者が、令和4年中に課税事業者選択届出書と適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した場合には、令和5年1月1日から課税事業者になり、インボイス制度施行前から引き続き事業者免税点制度の適用を受けられない場合に該当するので、この制度は適用されない。

ル 令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、この課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととされる。

ロ この結果、この事業者は経過措置の適用による適格請求書発行事業者になり、令和5年について9月30日までは免税事業者になり、10月1日以後は課税事業者になって、この制度の適用を受けることができる。

ワ また、この特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められることになる。

## 【対象期間と対象者について】

解説①

### Point 1

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合…

### Point 2

### Point 1 (対象期間)

- 例えば、個人事業者が令和5年10月1日に登録をした場合、**令和5年10～12月の申告から令和8年の申告までが対象。**

### Point 2 (対象者)

- インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者が対象。
- 以下の消費税法の規定により**事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる事業者は対象外。

### 納税義務の免除の特例に係る規定

#### 基準期間

- 基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合(消法9①)

#### 特定期間

- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例(消法9の2①)

#### 承継・新設

- 相続・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例(消法10、11、12)
- 新設法人の納税義務の免除の特例(消法12の2①)
- 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例(消法12の3①)

#### 3年縛り

- 課税事業者選択届出書を提出して2年以内に本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間(消法9⑦)
- 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けて、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の3年間(消法12の2②・12の3③)
- 本則課税で高額特定資産の仕入れ等を行った場合の3年間(消法12の4①)
- 高額特定資産について棚卸資産の調整の適用を受けた場合の3年間(消法12の4②)

<財務省令和5年度税制改正資料より>

## 【R5.10.1の属する期から適用される課税事業者の選択について】

補論

(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

### 上記(注1)

例：個人事業者がR5.10.1前の課税期間において、課税選択届及び登録申請書を提出した場合



### 上記(注2)

例：左記の例の場合に、R5.10.1の属する課税期間において、課税選択不適用届を提出した場合



<財務省令和5年度税制改正資料より>

## 【適用に当たっての手続きについて】

解説③

- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

- 事前の**届出が不要**。  
※ **確定申告書に付記**するだけ。
- **2年間の継続適用の縛りは無い**。
- 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも**選択適用が可能**。

申告書における付記のイメージ

消費税申告書

2割特例  
○有 ○無

<財務省令和5年度税制改正資料より>

## 【簡易課税制度への移行措置について】

解説④

- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

- 基準期間における課税売上高が1千万を超える課税期間がある場合



- 3年間の特例期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合



<財務省令和5年度税制改正資料より>

## (2) 基準期間の課税売上高が1億円以下の場合等における少額インボイスの保存に係る経過措置 見直し

【令和5年10月1日から令和11年9月30日までの課税仕入れに適用】

閣大綱56頁

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

### ① 改正の背景と目的

上記(1)の該当項目を参照

### ② 改正の概要

イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その支払対価の額が、税込1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認め、インボイスの保存を不要とする経過措置が講じられる。

ロ 支払対価の額の基準は、1万円以下ではなく、1万円未満である点に要注意。

ハ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者に適用される。

ニ 特定期間とは、次のいずれかの期間をいう（消法9の2④）。

(イ) 個人事業者……その年の前年1月1日から6月30日までの期間

(ロ) 法人事業者……その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間

ホ 特定期間の課税売上高の判定に代えて、給与支払額の合計による判定は適用できない。

ヘ 少額特例に該当するかどうかは、1回の取引における金額で判断し、内訳の商品ごとではない。

ト 対象となる期間の範囲は、課税仕入れが行われる日であり、課税期間の単位ではない。

チ 月単位による役務提供の場合は、月単位の額が1回の取引になる。

## 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、**中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応**できるような**事務負担の軽減措置を講ずる**こととする。

### 【見直し案】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が**1億円以下である事業者**については、インボイス制度の施行から**6年間、1万円未満**の課税仕入れについて、**インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能**とする。  
※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



### 【対象となる事業者の範囲】

全事業者の**90.7%**が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、**現状の課税事業者のみ**を対象としても、**76.1%**が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動感調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると**5,000円前後**となっている。

<財務省令和5年度税制改正資料より>

## (3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満の場合の特例 見直し

【令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について行う売上げに係る対価の返還等に適用】

閣大綱56頁

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

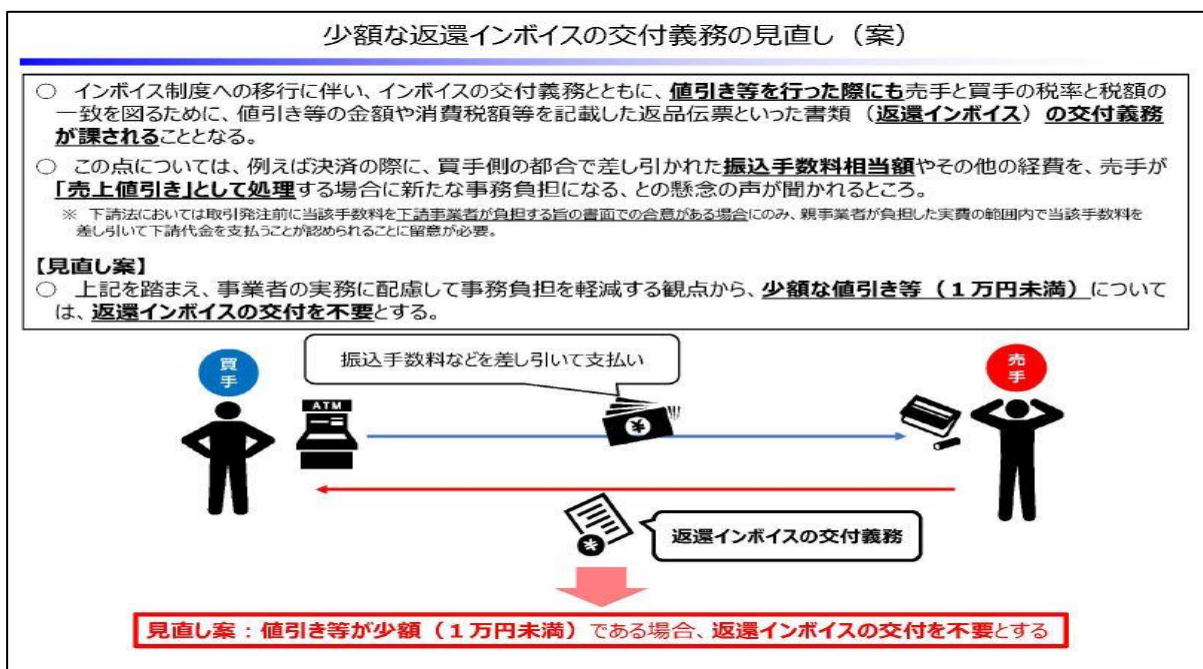
(注) 上記の改正は、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

### ① 改正の背景と目的

上記 (1) の該当項目を参照

## ② 改正の概要

- イ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除される。
- ロ この対応により、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担が軽減される。
- ハ 令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等から適用される。
- ニ 経過措置ではなく特例であり、適用期限は設けられていない。



<財務省令和5年度税制改正資料より>

### ③ 参 考

条 件
決済すべき金額 100,000 円
振込手数料 1,100 円 (うち消費税額 100 円)
買手側は 100,000 円から振込手数料を差し引いて売手側に支払った。
売手側は金融機関に対して振込手数料を負担する手続きは行っていない。

#### イ 従来の一般的な処理

##### (イ) 買手側

買 掛 金 100,000 円 / 現 預 金 100,000 円

##### (ロ) 売手側

現 預 金 98,900 円 / 売 掛 金 100,000 円

振込手数料 1,000 円

仮払消費税 100 円

#### ロ 正式な処理 (振込手数料相当額を値引として処理)

##### (イ) 買手側

買 掛 金 1,100 円 / 仕 入 値 引 1,000 円

仮払消費税 100 円 (仕入対価の返還)

買 掛 金 98,900 円 / 現 預 金 98,900 円

振込手数料 1,000 円 / 現 預 金 1,100 円

仮払消費税 100 円

##### (ロ) 売手側

売 上 値 引 1,000 円 / 売 掛 金 1,100 円

仮受消費税 100 円 (売上対価の返還) (※)

※ 本来なら返還インボイスの発行を必要とする。

現 預 金 98,900 円 / 売 掛 金 98,900 円

注) 売手は、振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等として処理することは認められる。(「財務省FAQ」令5.1.20)



## (4) 適格請求書発行事業者登録制度

見直し

閣大綱57頁

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

- ① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。
- ② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。
- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

### ① 改正の概要

- イ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前（改正前1月）の日までに登録申請書を提出しなければならないこととされる。
- ロ 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前（改正前30日）の日までに届出書を提出しなければならないこととされる。
- ハ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとされる。
- ニ 令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、その申請期限（令和5年3月31日）までに提出することについて困難な事情がある場合には、その後に提出すること

が認められるが、その登録申請書に困難な事情についての記載がなくても、運営上改めて求めないものとされる。

## 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し（案）

### 【見直し案】

- 事業者が適格請求書発行事業者の登録を申請する場合において、課税期間の初日から登録を受ける場合、当該課税期間の初日から起算して15日前の日まで（現行1ヶ月前まで）に申請書を提出しなければならないこととする。
- ※登録を取消す場合の届出書の提出期限についても、同様の見直しを行う。
- 令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間に登録希望日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日以後の日）を記載するものとする。
- また、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後又は登録希望日後であっても、課税期間の初日又は登録希望日に登録を受けたものとみなすこととする。

#### ① 課税期間の初日から登録を受けようとする場合（例：3月決算法人）



#### ② 経過措置により課税期間の途中（登録希望日）から登録を受けようとする場合



<財務省令和5年度税制改正資料より>

## 12 納税環境整備（電子帳簿保存制度関係）

### (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等における優良な電子帳簿の範囲 見直し

【令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用】

閣大綱81頁

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」という。）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、ニに掲げる事項を除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿
  - イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項
  - ロ 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債権に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除く。）
  - ハ 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）その他債務に関する事項
  - ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項
  - ホ 減価償却資産に関する事項
  - ヘ 繰延資産に関する事項
  - ト 売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの等を含む。）その他収入に関する事項
  - チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあつては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）に関する事項

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

#### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しを行う。

ロ 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度については、令和3年度税制改正において、会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、事後検証可能性の高い電子帳簿については、優良な電子帳簿として過少申告加算税の軽減措置を設けることにより普及を促進することとしつつ、その他の電子帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを可能としたところである。今般、信頼性の高い電子帳簿への更なる移行を目指す観点から、過少申告加算税の軽減措置の対象となる優良な電子帳簿について、その範囲を合理化・明確化することにより、一層の普及・一般化を図る。

## (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度

**見直し**

【令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用】

閣大綱81頁

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。
- ② 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。
- ③ 相互関連性要件について、国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定する。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しを行う。

ロ スキャナ保存制度については、制度の利用促進を図る観点から、更なる要件の緩和措置を講ずる。

## 2 スキャナ保存制度の見直し

### 【スキャナ保存制度の概要】

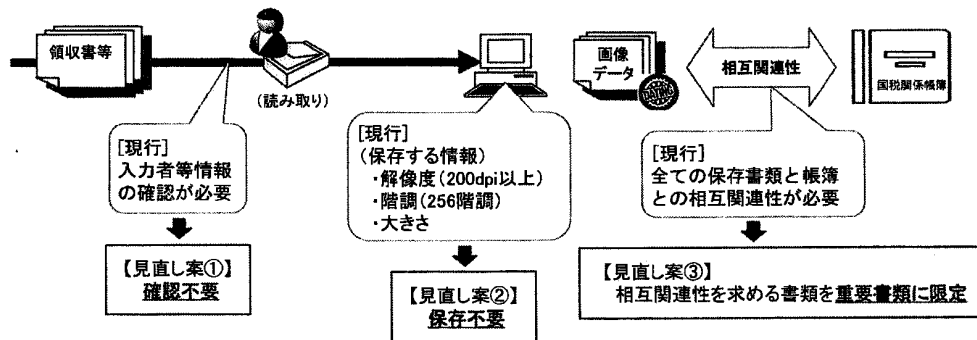
○ 決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、以下の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

- |   |   |
|---|---|
| <b>主要要件</b><br>・入力期間の制限<br>・一定水準以上の解像度及びカラー画像での読み取り<br>・タイムスタンプ付与<br>・バージョン管理(訂正・削除履歴の確保) | ・入力者等情報の確認<br>・読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存<br>・帳簿との相互関連性<br>・検索機能の確保 |
|---|---|

### 【見直し案】

- ① 国税関係書類に係る記録事項の入力(読み取り)を行う者等の情報の確認を不要とする。(電子取引についても同様)
- ② 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存を不要とする。
- ③ 帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるよう求める書類を、『重要書類』(注)に限定する。

(注) 重要書類 = 資金や物の移動に直結・連動する書類。(例) 契約書、領収書、納品書、請求書など  
 一般書類 = 重要書類以外の書類。(例) 見積書、注文書、検収書など



< 自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より >

## (3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

見直し

【令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用】

関大綱82頁

(3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずる。

イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。

(イ) その判定期間における売上高が5,000万円以下(現行:1,000万円以下)である保存義務者

(ロ) その電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

## ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 国税関係帳簿書類の電子化を一層進めるため、事業者等における経理の電子化の実施状況や対応可能性、適正な課税の確保の観点での必要性等を考慮しつつ、必要な見直しを行う。

ロ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度については、システム対応が間に合わなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講ずるとともに、他者から受領した電子データとの同一性が確保された電磁的記録の保存を推進する観点から、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。

## 13 納税環境整備（加算税制度）

### (1) 納税額が300万円を超える場合の無申告加算税の引き上げ

**見直し**

【令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用】

閣大綱83頁

(1) 無申告加算税の割合（現行：15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%））について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。

(注1) 調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知 ((2)において「更正予知」という。) する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行: 10% (納付すべき税額が50万円を超える部分は15%)) については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を25%とする。

(注2) 上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置を講ずる。

### ① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的考え方等」から再掲>

イ 仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について所要の措置を講ずる。

**高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ (案)**

**【現行制度】**

○ 期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15% (納税額(増差税額)が50万円を超える部分は、20%) の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととされている。

**【見直し案】**

○ 申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとする。

○ 上記のペナルティについては、高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととする。

増差税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
現行	15%	20%	
見直し案	同上	同上	30% (注1)

見直し案のイメージ  
(増差税額が500万円のケース)

【現行】 450万円 → 20% (100,000円) + 50万円 → 15% (75,000円) = 175,000円  
 【見直し案】 250万円 → 20% (50,000円) + 250万円 → 30% (75,000円) + 50万円 → 15% (75,000円) = 200,000円  
 (増差税額: 500万円)

(注1) 高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合(例えば、相続税事案で、本人に帰責性がない場合(他の相続人の財産が事後的に発覚した場合))については、20%となる。  
 (注2) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

(参考①) 加算対象となる無申告規模(単年)のイメージ(例)

	加算対象となる無申告規模(単年)	(参考) 無申告の調査事案における平均的な無申告規模(単年)
所得税	売上約2,300万円・所得約1,400万円以上	売上約1,600万円・所得約960万円
法人税	売上約2,700万円・所得約1,600万円以上	売上約1,300万円・所得約800万円
消費税	課税売上5,500万円以上	(個人) 課税売上約2,300万円 (法人) 課税売上約2,500万円
相続税	相続財産約1億3,500万円以上	課税価格約8,300万円

※ 国税庁調べ。  
 ※ 一定の仮定の下、推計により算出。

(参考②) R2.7月～R3.6月の調査事案における増差税額の状況(件数・構成割合)

	増差税額300万円超
所得税	377件 (0.7%)
法人税	34件 (0.1%)
消費税(個人)	84件 (0.4%)
消費税(法人)	249件 (0.5%)
相続税	308件 (3.2%)

※ 国税庁調べ。  
 ※ 調査1年分を1件とカウント。

<自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より>

## (2) 無申告を繰り返す者に対する無申告加算税の加重対象

見直し

【令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用】

閣大綱83頁

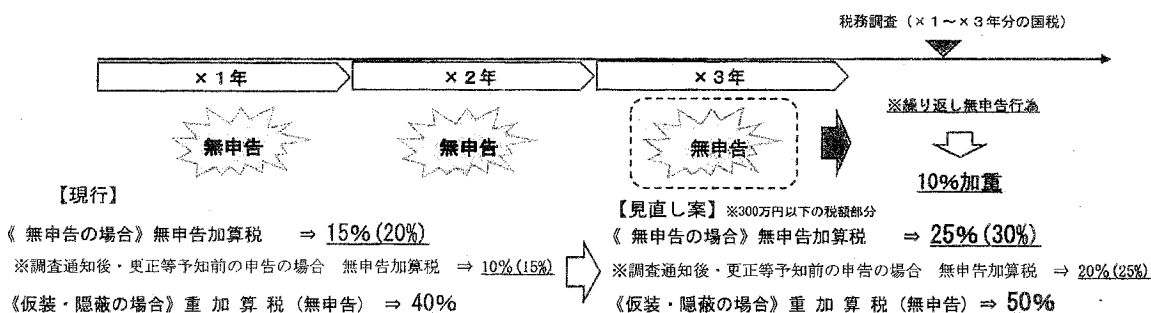
(2) 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告（調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く。）又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（(2)において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。

(注) 過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税（無申告加算税に代えて課されるものを除く。）については、上記の見直しの対象としない。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

### 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備（案）

- 現行の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告行為」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的。
  - そのため、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税（注2）又は無申告重加算税を10%加重する措置を整備する。
- (注) 過去5年以内に無申告加算税等を課された者が再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合に課される無申告加算税等の加重措置のいずれかが適用。



○ 短期間に繰り返し行われた無申告行為の具体的事例

（表記は、調査により把握された申告漏れ所得金額）

	業 種	×1年	×2年	×3年
事例1（無申告）	事業者（飲食店経営）	1600万円	1900万円	1600万円
事例2（無申告）	会社員（暗号資産）	100万円	5100万円	1億4000万円
事例3（無申告加重）	事業者（風俗店経営）	3300万円	2500万円	2300万円

- (注1) 過少申告加算税、不納付加算税及び重加算税（過少・不納付）については、上記の見直しの対象外。
- (注2) 調査通知がある前に申告が行われた場合に課される無申告加算税については、上記の見直しの対象外。
- (注3) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

< 自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より >



## 14 納税環境整備（その他）

### (1) ダイレクト納付の利便性の向上

見直し

【令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続きについて適用】

閣大綱84頁

#### (1) ダイレクト納付の利便性の向上

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続きが法定納期限に行われた場合（その税額が1億円以下である場合に限る。）において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続きについて適用する。

### (2) 税理士の懲戒処分等の公告方法

見直し

【令和6年4月1日から施行】

閣大綱84頁

#### (3) 税理士の懲戒処分等の公告方法の見直し

税理士の懲戒処分の公告は、財務大臣が、公告事項を、相当と認める期間、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告する方法により行うこととする（税理士であった者の懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告及び税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分の公告についても同様とする。）。

(注1) 上記の改正は、令和6年4月1日から施行する。

(注2) 上記の「相当と認める期間」は、概ね、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間として取り扱うこととする。

- ① 税理士業務の禁止の懲戒処分又は税理士法人の解散の命令の公告である場合 税理士等がその処分を受けた日から3年間
- ② 税理士業務の停止の懲戒処分等の公告である場合 税理士業務の停止の期間
- ③ 戒告の懲戒処分等の公告である場合 税理士等がその処分を受けた日から1月間
- ④ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の公告である場合 税理士であった者が受けるべきであったその懲戒処分の種類に応じ上記①から③までに定める期間に準ずる期間

## 税理士の懲戒処分等の公告方法の見直し（案）

### 現行制度の概要

- 財務大臣は、税理士の懲戒処分・税理士であった者の懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（以下「懲戒処分等」という。）をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならないこととされている。
- ⇒ 税理士業務が、一般の納税者だけでなく、税務行政に重大な影響を与えるものであることを踏まえ、更に、情報の入手に制限のない形で、懲戒処分等があったことを周知することにより、懲戒処分等の実効性を高める必要。

### 見直し案

- 社会一般に懲戒処分等があったことを周知することにより、懲戒処分等の実効性を高めるとともに、委嘱者である納税者が不測の損害を被ることを防止しようとする観点から、懲戒処分等をしたときは、遅滞なく、インターネットを用いる方法により、財務大臣が相当と認める期間、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこととする（令和6年4月1日以後適用）。
- （注）官報による公告についても、政府情報の公的な伝達手段としての重要性や他士業の懲戒処分等の公告方法においても官報による公告が行われている実態を踏まえ、インターネットを用いる方法に加えて追加的な情報入手手段として存置する。

#### 【税理士の懲戒処分等の公告方法の見直しのイメージ】

- 税理士の懲戒処分等の公告は、(1)及び(2)によって行うこととする。
- (1) 国税庁のウェブサイトにて懲戒処分等を行った旨（内容）を表示（不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置）
- (2) 官報による公告（現行の方法）

（現行）



官報による公告

※現行、運用上、インターネットにも掲載



（見直し案）



インターネットで表示



官報による公告

- （注）上記の「財務大臣が相当と認める期間」については、概ね以下の期間とする。
- ① 税理士業務の禁止・解散命令については、税理士業務の禁止処分等を受けた日から3年、② 税理士業務の停止については、税理士業務の停止期間、③ 戒告については、処分を受けた日から1月
  - ※ 税理士であった者の懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等については、上記①から③までの期間に相当する期間

＜自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より＞

## (3) 税理士試験合格者の公告方法等

見直し

【令和6年4月1日から施行】

閣大綱85頁

### (4) 税理士試験合格者の公告方法等の見直し

税理士試験合格者等の公告及び税理士試験実施の日時等の公告は、国税審議会会長が、公告事項を、相当と認める期間、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告する方法により行うこととする（国税審議会が行う公認会計士の税法に関する研修の公告、試験科目の一部の免除の認定基準の公告及び税理士試験免除に係る指定研修の公告についても同様とする。）。また、税理士試験合格者等の公告について、公告事項を受験番号（現行：氏名）とし、税理士試験全科目免除者の公告を廃止する。

（注）上記の改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 税理士試験合格者の公告方法等の見直し（案）

### 現行制度

- 国税審議会会長は、税理士試験合格者及び税理士試験全科目免除者の氏名を官報をもって公告しなければならないこととされている。

### 見直し案

- ① 税理士試験合格者の公告は、イ及びロによって行うこととする。  
イ 国税庁のウェブサイトに、国税審議会会長が相当と認める一定の期間（税理士試験合格者の公告については、1年程度）、公告事項を表示  
ロ 公告事項を官報により公告（現行の方法）  
（注）他士業における取扱いやこれまでの税理士試験の慣行を踏まえ、ロの官報公告は存置する。
- ② 合格者のプライバシーに配慮する観点から、上記①の公告事項を税理士試験合格者の「受験番号（現行：氏名）」とする。  
（注）受験地と氏名という情報のみで、その者の電話番号等を入手できる可能性がある点に配慮。
- ③ 税理士試験全科目免除者の公告を廃止する。  
（注）現行、税理士試験全科目免除者に対しては、国税審議会から通知がなされ、免除の事実を把握可能（他士業においても、基本的には、免除者は公告の対象外）。  
（※）上記のほか、現行、官報によることとされている税理士試験関連の以下の公告についても、上記①の方法により行うこととする。  
・ 税理士試験実施の日時その他税理士試験の受験に関し必要な事項の公告  
・ 公認会計士の税法に関する研修の公告  
・ 試験科目の一部の免除の認定基準の公告  
・ 税理士試験免除に係る指定研修の公告  
（注）令和6年4月1日以後適用。

<自民党税制調査会令和5年度税制改正配布資料より>

## (4) 税理士でない者が税務相談を行った場合の命令制度

創設

【令和6年4月1日から施行】

閣大綱87頁

### (9) 税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設等

- ① 財務大臣は、税理士又は税理士法人でない者が税務相談を行った場合（税理士法の別段の定めにより税務相談を行った場合を除く。）において、更に反復してその税務相談が行われることにより、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れさせ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けさせることによる納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税理士又は税理士法人でない者に対し、その税務相談の停止その他その停止が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができることとする。

（注1）財務大臣は、上記の命令をしたときは、遅滞なくその旨を、相当と認める期間、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、官報をもって公告しなければならない。

(注2) 上記(注1)の「相当と認める期間」は、概ね、上記の命令を受けた日から3年間として取り扱うこととする。

② 国税庁長官は、上記①の命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、税務相談を行った者から報告を徴し、又は当該職員をしてその者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類(その電磁的記録を含む。)を検査させることができることとする。

(注) 上記の質問検査等に対する拒否又は虚偽答弁等については、税理士等に対する質問検査等の場合と同様の罰則を設ける。

③ 上記①の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和6年4月1日から施行する。

(備考) 令和4年度税制改正で決定された「税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し」のうち、税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える部分については、上記の措置として講ずる。

### 脱税相談等を行うニセ税理士への対応に係る税理士法の見直し(案)

○ 税理士業務のうち、税務代理や税務書類の作成を行う前提となり、その態様・悪質性が様々かつ顕在化しにくい税務相談を行うニセ税理士に対し次の措置を講じる(令和6年4月1日以後適用)。

▶ 脱税相談等を行うニセ税理士に対する行政措置(命令・公告)の整備

- ・ その税務相談が行われることにより不正に国税を免れさせること等による納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その税務相談の停止等を命令
- ・ 財務大臣は、その命令処分(不履行に対する罰則あり)をしたときは、その旨を公告(インターネット・官報)

▶ 上記の行政措置をすべきか否かの調査のための税務相談を行ったニセ税理士に対する調査権限の整備(注1・2)

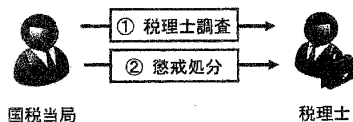
(注1) 調査拒否等に対する罰則あり。

(注2) 脱税相談等が行われていることが明らかでなかったとしても、税務当局へニセ税理士について情報提供があった場合等には行使可能であり、必要な是正手続が可能。

(参考) 令和4年度税制改正大綱(令和3年12月10日自由民主党・公明党)(抄)

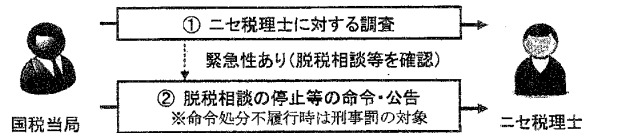
税理士法に違反する行為(中略)に係る質問検査等の対象に、(中略)税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと思料される者を加える。

【税理士等が行う違反行為への対応】



〔脱税相談等を行う者〕

【見直し案:ニセ税理士が行う違反行為への対応イメージ】



〔脱税相談等を行う者〕

(注) 上記の命令処分のインターネット公告については、「財務大臣が相当と認める期間(概ね脱税相談等を行うニセ税理士が命令処分を受けた日から3年間)」行うこととする。

※現行、罰則による禁止のみ

### III 検討事項

#### 1 検討事項の3期比較

令和5年度改正	令和4年度改正	令和3年度改正
<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、<u>意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。</u></p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税</p>	<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。</p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税</p>	<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。</p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあ</p>

令和5年度改正	令和4年度改正	令和3年度改正
<p>のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その</p>	<p>のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。</p> <p>5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車</p>	<p>り方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、<u>正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、</u>引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 相続等に係る不動産登記の登録免許税のあり方については、所有者不明土地等問題の解決に向けて、相続発生時における登記申請の義務化、新たな職権的登記の創設等を含めた不動産登記法等の見直しについて次期通常国会に関連法案を提出する方向で検討が進められていることから、その成案を踏まえ、令和4年度税制改正において必要な措置を検討する。</p> <p>5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変</p>

令和5年度改正	令和4年度改正	令和3年度改正
<p>負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p> <p>5 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>6 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減</p>	<p>を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、<u>記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及、一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデ</u></p>	<p>化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>7 <u>帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しつつ、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保に向け優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置、記帳義務の適正</u></p>

令和5年度改正	令和4年度改正	令和3年度改正
<p>状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。</p> <p>7 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>8 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p> <p>9 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時の10万円の経済的支援を一体的に行う「出産・子育て応援交付金」について、その事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源の確保について</p>	<p>デジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。</p> <p>8 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>9 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p>	<p><u>な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について早期に検討を行い、結論を得る。</u></p> <p>8 <u>税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。</u></p> <p>9 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>10 ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税</p>



令和5年度改正	令和4年度改正	令和3年度改正
早急に検討を行い、結論を得る。		の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

## 2 「小規模規模企業等に対する課税のあり方」の表現と順位の変化

### 【令和5年度改正】

前年度と同様

### 【令和4年度改正】

前年度と同様

### 【令和3年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

### 【令和2年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

### 【令和元年度改正】

前年度と同様

### 【平成30年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

### 【平成29年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を

全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成28年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成27年度改正】

- ⑤ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成26年度改正】

- ⑤ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人に対する課税のバランスを図るための外国の制度も含め幅広い観点から検討する。

【平成25年度改正】

- ② 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する。

※ 平成24年度～22年度の民主党政権による税制改正大綱では検討事項は記載されていない。

【平成21年度改正】

なし

【平成20年度改正】

なし

【平成19年度改正】

なし

【平成18年度改正】

なし

【平成17年度改正】

なし

【平成16年度改正】

なし

【平成15年度改正】

- ① 小規模企業に係る税制のあり方については、個人事業所得の勤労生の評価、個人事業者、同族会社、給与所得者との課税のバランス、小規模な法人に対する課税のあり方、給与所得控除等のあり方の見直し等、幅広い観点から、早急に結論を得るよう努める。青色申告控除の改善等、青色申告の一層の普及、奨励及び適正な記帳慣行の確立のための措置を行う。

### 3 中小法人への課税に対する政府税制調査会での審議内容（参考）

※ 「法人税の改革について」（平成26年6月）から抜粋

#### ① 中小法人課税の見直し

##### イ 中小法人の範囲について

企業規模を見る上での資本金の意義は低下してきており、資本金基準が妥当であるか見直すべきである。仮に資本金基準を継続する場合でも、中小法人に対する優遇措置の趣旨に鑑みれば、真に支援が必要な企業を対象を絞り込むべきであり、1億円という水準の引下げや、段階的基準の設置などを検討する必要がある。特に会計検査院からの「多額の所得を得ながら中小企業向け優遇税制を受けている企業が存在する」との指摘への対応は必要である。

##### ロ 軽減税率について

同じ所得金額には、同じ税率を適用すべきであり、特に基本税率を引き下げること踏まえれば、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される法人税法による19%への軽減税率は厳しく見直す必要がある。また、リーマンショック後の対応として設けられた時限的な軽減税率（15%）はその役割を終えている。

##### ハ その他の特例措置について

税率以外の特例措置については、前述の租税特別措置の見直しの方向性に沿って見直しを行う必要がある。

##### ニ いわゆる「法人成り」について

個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。

法人税率引下げによって個人所得課税との差が拡大すれば、「法人成り」のメリットがさらに拡大するため、この観点からも軽減税率など中小法人に対する優遇措置を見直す必要がある。

また、個人所得課税の税率と法人税率の差が拡大した場合、配当を恣意的に抑制して利益を法人内に留保し、個人所得課税を繰り延べる誘因が大きくなる。特定同族会社注の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、内部留保への過度の誘因を避ける観点から、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある。

## ② その他の対応

### イ 資本所得課税

法人所得課税は、個人所得課税の前取りとの性格を有するものであることから、法人所得課税の減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。その際、金融所得課税の一体化の流れ等に留意する必要がある。

### ロ 給与所得控除

法人形態にすることでオーナー自身への給与等を損金に算入し、さらに個人段階では給与所得控除を受けることができることが、「法人成り」の誘因の一つであることが指摘されている。給与所得控除の水準を含めた検討が必要である。

### ハ 住民税や固定資産税

地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。

旧法人税法第35条<抄> (平成22年4月1日廃止直前)

(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)

第三十五条 内国法人である特殊支配同族会社(同族会社の業務主宰役員(法人の業務を主宰している役員をいい、個人に限る。以下この項において同じ。)及び当該業務主宰役員と特殊の関係のある者として政令で定める者(以下この項において「業務主宰役員関連者」という。)がその同族会社の発行済株式又は出資(その同族会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の九十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合における当該同族会社(当該業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員総数の半数を超えるものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)が当該特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。)の額(前条の規定により損金の額に算入されない金額を除く。)のうち当該給与の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、当該特殊支配同族会社の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

## IV 税理士法〈抄〉

### (税理士の使命)

**税法・第一条** 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

### (税理士の業務)

**第二条** 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、**法定外普通税**（**地方税法**（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、**法定外目的税**（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（**税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。**）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、**酒税法**（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「**申告等**」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（**次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。**）をいう。）
  - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該**電磁的記録**を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「**申告書等**」という。）を作成することをいう。）
  - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の**課税標準等**（**国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「**税理士業務**」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は**税理士法人**（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

**第二条の二** 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取消し、又は更正したときは、この限りでない。

**(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)**

**第二条の三** 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。



# プロフィール

うえだ たかし  
税理士 植田 卓

## 主な経歴

昭和 56 年（1981 年）12 月 第 31 回税理士試験合格

昭和 57 年（1982 年）2 月 税理士登録・開業

現在 植田会計事務所所長

## 主な学歴

平成 16 年（2004 年）3 月 立命館大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了

平成 19 年（2007 年）3 月 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得

## 税理士会での主な役職歴

### 日本税理士会連合会

（平成 11～13 年） 常務理事 制度部長

（平成 13～15 年） 常務理事 調査研究部長

### 財団法人日本税務研究センター

（平成 13～19 年） 理事

### 近畿税理士会

（平成 9～11 年） 常務理事 研修部長

（平成 11～15 年） 常務理事 調査研究部長

## その他の職歴

現在、立命館大学法学部客員教授

## その他の経歴等

第 55、56 回、57 回（平成 17、18、19 年度）税理士試験・試験委員

## 加入学会

日本税法学会

税務会計研究学会

租税訴訟学会

## 主な著作

### 書籍

「税務力アップシリーズ・法人税」清文社

「中小会社の会計指針」（共著）中央経済社

「日韓国際相続と税」（共著）日本加除出版